

血讐とその処理について

——ドイツ中世後期の都市とその周域とにおける——

若曾根 健 治

はじめに

第一章 中世後期における血讐生起の状況

一 「血讐」の意味——とくにフェーデとの関係において——

二 血讐関与者の範囲

三 都市内の状況

(一) 妻を殺害する

(二) 逃亡殺害者を追跡する

四 都市とその周域における状況

(一) フェーデ

(二) 客人と市民

第二章 血讐回避のための殺害事件の処理

一 血讐事件と一般の殺害事件

二 訴訟——とくに逃亡殺害者にたいする——

三 和解について——和解当事者・和解交渉役・和解裁判官——

四 和解と訴訟

五 和解当事者の義務について

(一) 当事者双方に求められている義務

(二) 被害者側の義務

(三) 加害者のとるべき基本姿勢

(四) 加害者側の義務

むすび

はじめに

血讐は主として殺人について被殺者の親族が殺害者もしくはその親族にたいし報復としておこなう殺人であり、自力救済的かつ合法的行為である。血讐現象は人類の古今にわたっている。ごく一例をもつて示せば、古代ギリシアではアイスキュロスの作品のなかで、コロスはこう謳っている。「殺された者の血のしずくが、/地に注がれば、また他の血を呼び求める、それが掟」と。¹⁾ ナイル川上流ヌアール族についてエヴァンズ・プリチャードは述べる。血讐は「殺人が生じた状況における両当事者の親族間の関係」であり「部族内に限定された制度である。」血讐の

当事者は、各部落内の「加害者と被害者側の父系の近親者」相互となる。他に「当事者が属している共同体」(「克蘭」・「リニイジ」・「村」など) 相互にも生じる。⁵²⁾

血讐という言葉はこれまでしばしば「血の復讐」というように言い換えられているが、この言い方はいささかわかりにくい。そこで、少し明瞭にしてみるに、血讐にいう「血」とは一つは「流血」の意味である。もう一つは「血族」の意味である。最後に「血」は「殺害事件」(これには事情によっては、傷害事件もしくは致死となる傷害事件も含まれよう)の意味である。これら三つの意味が一つの報復行為に結びついているのが血讐現象である。ということ、親族法や殺害関係法、アジールの法やタリオの法、贖罪や刑罰関係の法が関わっていて相当にふくみをもった法的現象といえる。このうち、最初の「流血」ということはなかなか難しい問題を孕んでいて、呪術や宗教に関係している。⁵³⁾ 例えば、折口信夫は「仇討ちのふおくろあ」において、こう述べたことがあった。被害者は血を出したが、神は血を出すことを嫌う。被害者は血を流すことで罪に触れたので、これを贖う必要がある。「死人が血を出して罪に触れた事を贖ふ為に、その親族の者が斬り殺す訣で、そうする事によつて、贖ひが完了する」。つまり「仇討ちは被への一種」である、と。⁵⁴⁾

本稿で取り上げるのはこのように、未開社会(無文字社会)を含め古今の社会における血讐現象の極くひとこまである。それは、中世後期(十四、十五世紀)のドイツ語圏の都市とその周辺とに関わるものである。ここにおいては、血讐は一都市内の異なる血族・親族間で、また異なる都市の市民間で起きうる。あるいは都市の市民とラントの騎士とが血讐の当事者となり、ラントの領主たち相互にも生じうる。中世後期ドイツ語圏における血讐をめぐるのはパウル・フラウエンシュテットの著書が(しかもほとんど唯一の研究として)知られている。その上で重ねて本稿を著わすのは一つは、血讐はややもするとアルカイックな法制度であるとの思い込みから比較的古い時代に

ついでには考察は多くあるが、中世後期については未だ研究が少ないため本稿によって一つの補完を果たしたく思うことにある。もう一つは、都市とラントの中世後期的特質をつねに念頭に置いて血讐の問題を考えたことにある。この時代は例えばヨハン・ホイジンガの強調する「党派」と復讐・抗争との時代であった。他方でそれがゆえに却つて交渉や同盟・契約が盛んに交わされていた時代でもあった。血讐もこうした時代の特色を受けていよう。その中でもとくに、闘いの時代という時代的制約の中にあつて血讐の回避、そしてその処理に向けて中世後期の人びとがさまざまに知恵を出し合おうとしていたところにとくに注目したい。

ある血讐事件の頭末を知るには年代記の叙述が有益であろう。残念ながら本稿はその余裕がない。本稿が主として依拠するのは、都市の被追放者記録簿、フェーデ事件の和解関係文書、都市法記録、各種の和解締結証書である。考察に取り上げる場所も、史料上の制約から特定できない。さまざまな場所の事例を組み合わせるモザイクな方法をとらざるをえない。

第一章 中世後期における血讐生起の状況

一 「血讐」の意味——とくにフェーデとの関係において——

中世後期、血讐を表わす言葉には種々のものがあつた。例えば十三世紀後期バイエルンの事例をみてみよう。ここでは大公間で盛んに紛争が起こっており、それに伴い和解も少くない。一二七六年ルートヴィヒ、ハインリヒ

の両大公の和解文書にラテン語で *capitalis inimicitia sine homicidium* とみえるのが、そうである。この「不倶戴天の敵対もしくは殺害」の抗争関係に休戦 (*truga*) をもたらそうとするのが、和解締結の趣旨であった。またドイツ語の例には同様の趣旨で、一二九〇年ルートヴィヒ、オットー大公間の和解文書に *totvinschafft* とある。他には左で直ぐ述べるように *totveint* とか *totgeuehte* といった言葉が知られるが、いずれも同じ意味である。これらラテン語の *inimicitia* またドイツ語の *totvinschafft* にらう *vinschafft* や *totveint* にあつて *veint* また *totgeuehte* に述べる *geuehte* はどれも「敵対関係」を意味し、それゆゑに *totvinschafft*・*totveint*・*totgeuehte* は文字通り「死の敵対関係」となる。それらが血讐を指す言葉であった。

ところで、ここで血讐を指す言葉に関して注目したいのは、関係文書に次のように述べられていることである。例えば (a) バイエルの一二八七年ルートヴィヒ、ハインリヒ両大公の和解文書にはこうある。¹⁶⁾ 殺害 (*totlach*) を犯した者が無罪を主張するときは、自分共三人の名譽あり信頼の置ける者によつて次のことを立証すべし、殺害者が当該殺害を正当防衛としておこなつた (*er ez notuer sines lides gelan habe*) こと、あるいは「彼〔被殺者〕は、彼〔殺害者〕の血讐関係にある者であつた (*er sin totveint sei gewesen*) こと」を。後者の立証は、被殺者が殺害者の血讐相手 (*sin veint*) であることを知つてゐる (*daz war gewissen sei*) と証言する。こうして血讐関係に基づく殺害は罪に問われなかつた。また (b) ルッツェルン市参事会・市民は一二九九年 *Schulheine un Chun vor Spalun* およびその助力者 (*allen im helfen*) とそれまで「相互に抱き合つてきた不和や訴えについて (*umb alle die missehele un umbe alle die ansprache*)」和解した。しかも「血讐は除いて (*ane die totgeuehte*)」和解した。(なおこれを記した文書はバーゼル市当局が発行しており、ルッツェルン市と争つていた右の者らは、バーゼル市ゆかりの者たちであろう。というのは、この都市はバーゼル市と紛争を経験していたから

である。¹¹⁾ 以上のように諸文書に「血讐は罪に問われぬ」・「血讐は除外する」といった趣旨のことが述べられている。この意味は、血讐の行為は和解に違背しない、ということである。そして、ここでとりわけ注意を喚起したいのは、このところに、血讐とフェーデとは異なる行為として観念されていたことがよく現われている点である。

この点は前述一二九〇年のバイエルン大公間の和解文書に「血讐にことよせて略奪あるいは火付けをなすこと、あいならず (*Man sol umb dehein lotinischafft weder ranben noch prennen*)」との警告が発せられていたこと、にもかかわらずあえておこなう略奪・火付けについては損害を賠償しなければならない (*sol den schaden gelten*) と命じられていたこと、からよくわかる。そこからは、(a) 血讐は許されていたこと、(b) 血讐は殺害として起きるだけでなく現実には略奪・火付けとしても起きることがあったこと、(c) その一方で血讐と略奪・火付けとは異なる性格の行為として観念されていたことがわかる。ここでこの(c)について、もう少し敷衍したい。血讐はフェーデとは(したがってフェーデにおける殺害とは)違った性格をもっていた。血讐はフェーデ(権利の主張を掲げた集团的敵対関係)とは似而非なる敵対である。無論実際には、血讐がフェーデにことよせて起ることはある。しかし、両者は同じものではない。フェーデは相手の財力・経済力を奪い、相手の実力を殺ぐことを主目的としていた。このための常套手段はモノや人間の略奪、差押えや火付けなどであった。¹²⁾ これにたいし人間の殺害は主要な地位を占めていない。他方、血讐は殺害だけが原因で起きるとはかぎらないが殺害を主目的とする敵対関係である。¹³⁾

以上の意味で血讐はフェーデとはわけて考えねばならない。¹⁴⁾ しかも血讐現象がある特徴的な言葉をもって言い表わされている事例がある。一三三三年西部ホルスタイン、ラント・デイトマルシェンとホルスタイン伯との間の和解契約にある文言である。「*Reutio* の親族 (*parentela*) と *Wolderikisman et Meyman* の親族とが古来から抱

きあつてきた古き殺害は除いて (*preter antiquum homicidium*)」ラント・デイトマルシェン、ホルスタイン伯ゲールハルト、諸領主の不和は解消されるべし、と。和解から除外されている「古き殺害」とはなんであろうか。それは、領主家相互の従来の殺害関係であり、こうした殺害に由来する敵対関係である。その言葉に血讐の特徴がよくでている。フェーデは当事者のそのときどきの勢力状況に依存した敵対であるが、血讐は連鎖的殺害であり古来の持続した関係である。これは禁止されない。これにたいし、フェーデに基づく一連の行為は和解が成つたからには敢行してはならない。いわく、フェーデの和解当事者のなんびとも、相手を「略奪、捕虜、火付けによつて苦しめる」と (*rapina, captivatio, incendio molestare*)「あいならず、と」。

ここにこう述べられている「一三三三年の和解の事例と、先述の一二九〇年バイエルン大公間の和解に「血讐にとよせて略奪あるいは火付けをなすこと、あいならず」とあつた事例とは、揆を一にしている。このようにへあいならず」と禁じられている行為に、殺害（つまりフェーデとしての殺害）は含まれなかつたとは考えにくい。この点からいつても血讐はフェーデにおける殺害とは異なるものと観念されていたことが、理解できる。

二 血讐関与者の範囲

穂積陳重は復讐制限方法の一つに「復讐義務者の範囲を定むること」があつたと述べていた。例えば、中国の古典には「忌服を受くる血族は拳^みな復讐義務者」との考え方が存し、¹⁶それによれば復讐義務者の範囲はかなり広いということになる。ヨーロッパ中世初期には、例えばカローリング時代の部族法典の一文に「世襲地を取得する者には、軍装すなわち武具、最近親族の復讐 (*ultra proximi*)、かつ人命金の支払いが帰属すべし」¹⁷とある。ここでは、相続財産を受け継ぐ者は同時に「最近親族の復讐」すなわち血讐をおこなう者である。またヴォルムス莊園法

(一〇二四/二五年)も血讐関与者について述べている。「共同体のなんびとか (*quis ex familia*) が彼の仲間の者 (*consocius suus*) をその必要がないのに (*sine necessitate*) …殺したときは…われわれはこう定める。彼は人命金を支払い、殺された者の最近親族 (*proximi occisi*) とは慣習にしたがい (*more solito*) 平和を締結すべし、かつ最近親族はそれ「人命金」を受け取るべく義務づけられるべし、と。しかして」——と、規定は続く——「殺された者の最近親族が殺した者の最近親族 (*proximi occisoris*) を追跡せんとするとき、もしその「追跡を受ける」最近親族のなんびとかが「殺人の」相談にも実行にも関与していないと宣誓によって証明しうるときは、彼は殺された最近親族から、確固とした、かつ永久の平和を受け取るべし。」ここに「平和を受け取るべし」とは、被害者側の親族は血讐関係から離脱できることを指している。この事例には、血讐の矛先が向けられる相手は殺害者本人にかぎられていなく、その親族の一員ならばだれでもが該当したことがよく現われていよう。

中世後期になると、ザクセン地方の法書が示す¹⁹⁾ように、殺人事件について贖罪金の要求をなしうる者の範囲は被殺者の子供 (*kinh*) すなわち直系卑属、さもなくば被殺者の最近親の剣親族 (*nesten suertmag*) すなわち最近親の男系血族というようによほど限定されてくる。したがって血讐が起こる場合に、血讐関与親族の範囲もかなり狭いものになる。この点で参照できるのは、北海沿岸フリーゼンのある法判告(一三二二年)の記録²⁰⁾である。事故・病気とかではなく殺されたものと思しい者の屍体を聖職者とコンスルとが検案し、傷痕などを確かめ殺害によるものと判定すると、被殺者の「相続人たち (*heredes*)」は被殺者の墓所の前で犯人の名を呼はる (*verum faciant ante sepulchrum*)。こう呼ばわれた者は、人命金の支払いに応じなければならない (*wergeldum consecuntur*)。さもなくば、自分共十二人でもって雪冤の宣誓を果たさねばならない。「墓所の前で犯人の名を呼はる」とあるのは、フリーゼン語では *bona makia upur tha grewe* といひ、「墓の場所で謀殺者の名を挙げる」ことである。以

上のような状況から推測するに、相続人たちが犯人の名を挙げるのは、殺人事件が起こっても不思議ではない事情を常日ごろから知っている者にこそ初めてできることであつたろう。こうしてみるときは、「相続人たち」とは殺人事件の事情に通じた小範囲の親族を意味していることになる。他方で、中世末期スイスの法判告の事例にはこうみえる。「屍体は、死者の屍体の親族たちに手渡されるべし。彼らは、ジッペの名において (von süschuffi wegen) 彼「死者」のために復讐しなければならぬ (zerechent hand)」と。これは犯人が逃亡している場合である。ここに親族は「ジッペの名において」復讐をなすべしとあるとき「ジッペ」成員は相当の広がりをもつていとみられる。とくにスイスは血讐の事例が比較的長く維持された場所であつたことにも、これは関係している。

広がりのある親族について、もう一つ事例をあげよう。リューベックの事例(一四一六年)である。和解 (amicitia, reconciliatio, i. e. zone et concordia) が成立したために、賠償金を受け取ることで「復讐 (vindicta)」を放棄する。父親を殺されたヴィッケ・ニェンドルプ (Vilke Nyendorp) は和解に服し復讐 (血讐) を断念するが、そのさい彼は現在将来にわたり殺害者ルーデキヌス・コーラー (Ludekinus Koler) 本人にたいし復讐を断念する他に、殺害者の相続人や親族友人にたいしても (ipsam Ludekinum Koler, suos heredes et amicos presentes et futuros) 断念する。また被殺者側のヴィッケ・ニェンドルプも現在将来にわたって自身が血讐を放棄するだけでなくその相続人や親族友人にも (ipse pro se et suis heredibus et amicis natis et nasciuris) 血讐を放棄せるとある。この事例は、血讐関与者が当事者本人とその相続人というように一方で制限されていたことを示していると共に、他方で相当な広がりを見せていたことをも示唆する。殺害事件の当事者本人は血讐を望まなくとも、状況によってはその親族友人が血讐に固執することもあつたからである。

これを要するに、血讐に関与しうる者の範囲は次第に狭まりつつも、他方で党派とアイヌングの時代たる中世後

期の特徴は現実の血讐関与者の膨らみの中に姿をみせている。

三 都市内の状況

(一) 妻を殺害する

では、血讐は実際にどのような事情から起きるのであるか。これを中世後期の都市についてみてみたい。とはいえ、じつはこれがよくみえてこない。ただ、僅かではあるが血讐的状况とみなされうる事例がある。それをシュトラールズント市を例に考察していきたい。というのは、このハンザ都市には被追放者記録簿が作成されていて一三二〇年から一四七二年まで、都市内における非行のゆえに追放に処せられた者について六八〇件余りの記録が残されている。この記録をてがかりに、血讐が起こりうる状況を探ってみたい。

一つが夫が妻を殺害する事件である。一例にこうみえる。一四五四年夫ユルゲン・ユンゲ (*Junghe*) は妻ヴォッベケン (*Wobbeken sin echte husrouwe*) を殺害し、その罪で追放となった。被追放者を匿う者は同罪となる。宿屋の主人 (*de wert des gastes*) も彼を匿えば同様のこととなる (*de sulve pine unde nod myt em an gan*)。夫が追放になったのは、彼が妻殺害後逃走したことによる。記録はこう述べている。妻の「ヴォッベケンの親族 (*urnt*) がどこであれユンゲに遭遇し (*wor an quemen*)、彼をリユーベック法にしたがい捕らえん (*wolden ene touwen*) とするとまじ」と。そして続ける。「彼が法に逆らう (*dade he deme rechte wedderstat*) がゆえに彼ら [親族] が彼を死に至らしめる (*schlagen see ene dar over do*)」ことがあつても、彼らは罪に問われることも損害を被ることもない (*nyne pine edder nod umme hiden*)」⁽²⁾。このように殺害者 (夫) を殺すことがあるとすれば、それは血讐を意味することにならう。刑事手続きとしては、いわゆる死者にたいする告訴が起きよう。

妻を殺害するといった事件は、シュトラールズント市に少なからず起きており、事情によっては妻の親族による血讐が生じる状況が出てくる。

(二) 逃亡殺害者を追跡する

もう一つ、他の殺害事件はどうであろうか。例えば一四二〇年の事例がある。ハインリヒ・デ・ベーケン (Beken) がヨハン・ブランド (Brand) を殺害して逃走した (*pro quo factus est profugus*)。そのため追放 (*proscriptus*) の処分が下った。ここに血讐が起こりうる状況が生まれまいであろうか。この点を「二の事例をもって示したい。」

(a) 商人ヨハネス・フレーゼ (Frase) がアスムス・ヴェッケツィン (Wegeltzynn) を殺した罪で追放となった事件がある。これについて記録簿はこう記す。「この殺害事件の犯人たるヨハネス・フレーゼは、彼が発見されうるのならばどこであれ、またリユーベック法がおこなわれているどんな都市、場所においても、その殺害事件のゆえに取り押さえられ (*impeditur*) うる。しかも、この「逮捕の」行為はなんら罪に問われない (*impune*)。」「また (b) 一四三二年ニコラウス・ヴォルター (Wolter) はローゼントレーター (Rozenheder) 父子を襲い、父親のヨハンに瀕死の傷を負わせ息子のペトルスを殺害した。彼はリユーベック法によって追放となった。記録簿にいわく、「かのヴォルターが発見されて捕縛されることがあつても、捕縛者は罪に問われない (*impune apprehendi*)。」「これらには、殺害者が逃亡し追跡者が彼を追跡し捕らえる状況が背後にある。記録簿も定型的文言でもって述べる。例えば「ミヒアエル「殺害者」は犯行を犯して逃亡し (*profugus factus*) リユーベック法によって追跡を受け「しかし捕縛されえなかつたので」追放に処せられた (*executus et proscriptus*)。」「逃亡者に科せられた追放は一面で刑罰であつたと共に、他面で、逃亡者を捕捉して裁判所に連行し、裁判に服させるための強制措置であつ

た。それは右の (b) の事例で、続けてこうあるところからわかる。「彼「ヴォルター」について、裁判を開始する (de eo justitiam consequi)」ために」と。

さて、以上 (a) (b) の事例で注目しておきたいのは、まず (i)、被追放者を追跡し、捕える者は「罪に問われない」とある。これは、殺害者を捕提するのは司直のみならず、だれでもがなしようということだが、しかし、捕提者のなかで重きをなすのは事実上被殺者の血族・親族・友人であろう。上述 (b) の事例には後述するように「父親と、被殺者の相続人たち」が挙げられている。左の事例も参照されたい。一四五四年ヒンリク・シヨーフ (Schouf) はミヒアエル・ターベル (Tabel) 殺害の件で追放となった (vornestel)。そこでシヨーフにたいする追跡行が始まったが、その先頭に立ったのがミヒアエルの血族・親族・友人たち (Michels vrund) であつた。記録簿はこう述べる。彼らが「うまくヒンリク・シヨーフに遭遇して (vor an quemen)、リユーベック法に基づいて彼を捕らえん (wolden ene loven) とする場合に」ヒンリクが逆らうときは云々、と。次に (ii)、追跡者が殺害者に行き着いて彼を捕らえるとき彼が抵抗すれば、事情によっては彼を殺しうる。右の一四五四年の事例について記録簿は続けて述べている。「ヒンリクが法に反して逆らうときに (dede Hinrik deme rechie wedderstal) ミヒアエルの血族・親族・友人たちがそのさい彼を殺すことがあるも (sloghen Michels vrunde ene dar over dod)、彼らはこの不幸について (umme byden) なんらの制裁も処罰も (neme nod edder pyne) 被るゝとなし」。こうして、実際に殺害者を「殺すことがある」となると、これが血讐的状况といふことになる。

このように血讐が起りうる状況については、以上とは別に一つ注目すべき事情がある。殺害に加わつた、殺害者の仲間のことである。前述 (b) 一四三三年のニコラウス・ヴォルターがローゼントレーター父子を襲つた事件において、「彼「ヴォルター」」について、裁判を開始する「ために、とあつたところに続けて記録簿は述べる。「彼

「殺害者ヴォルター」の仲間に関する「リユーベックの」法について、次のことがなござりにされぬよう注意がなされるべし。彼ら仲間に関しては (*quoad ipsos complices*)、法は「かの「傷を負った」父親と、被殺者「息子」の相続人たちとに (*dicto patri et heredibus ipsius interfecti*) 留まるべし。」すなわち、加害者本人は正規の裁判に委ねられるが、加害者の仲間は被害者側の意思に委ねてよい、言い換えれば、復讐に任せてよい。しかも、この点については別の事例もある。一四三二年ルーデケ・ブンデン (*Bunden*) は「無慈悲にも (*inhumaniter*)」夜間シュトラールズント市民ティデリクス・バーゲン (*Bagtem*) を殺害し、追放に処せられた。これについて記録簿はこう述べる。「もし、かの「殺害者」ルーデケがかの殺害事件において一人もしくは複数の仲間・加担者を (*quem seu quos complices et adiutores*) 従えているときに、後日この者らが発見されるならば彼「仲間・加担者」もしくは彼らを訴追し、追跡し (*prosequi et exequi*) シュベし。これについて「攻撃者・復讐者は」罪に問われることなし。かのルーデケが「追跡を受けて」発見されるときと、同様に。」このように、殺害者本人のみならず、殺害者の仲間も被殺者の血讐に晒されることがある。

以上の事例には、追放に処せられた殺害者を追跡し捕らえ殺すことになっても罪に問われることはないことであった。ただ、殺害者を殺してはいけない、とまでは述べられていなかった。じつは、被追放者を殺してはいけない、と記載されている事例がある。一四一九年ハインリヒ・ミストルプ (*Mystorpf*) はハインリヒ・ツェーガー (*Zegher*) に刀を引き抜いて暴力をふるい、数個の傷を負わせ追放に処せられた事件である。「ハインリヒ・ツェーガーは彼「ハインリヒ・ミストルプ」を容赦なく捕らえることはできるが、殺してはならない (*sed non debet occidere*)。」「事件は傷害であるから、「殺してはならない」と記していたのは、同害報復の觀念がそこに働いていたのかも知れない。また、傷害事件でも血讐が起ころうとすれば「殺してはならない」とあったのは理解できないことではな

い。これにたいし殺害については、被殺者側は殺害者を殺してはならない、と述べる事例がない。このことから推測するに、殺害については殺害でもつて応えること（血讐）が事実上黙認されることがあったとも取れる。殺害事件の場合にも、被害者側にたいし、加害者を「殺してはならない」と警告が発せられることがあつたらう。警告が発せられるとすれば、それは殺害の事件でも殺害で応えること（血讐）が現実には起きていて、それが黙認されていたといえなくはない。

四 都市とその周域における状況

(一) フェエーデ

中世後期という時代の特徴として、都市とその周域との関わりが紛争のかたちをとって頻繁になつてきている状況が挙げられる。都市はその周域から孤立した存在ではなかった。都市とその周域との間におけるこうした関係的状況の中で、血讐が起ることがある。

前節一においてさまざまの和解事例から、血讐はフェエーデとは似而非なる敵対関係であるとしてその基本的性格（「古き殺害」）を指摘したが、と同時に、実際には血讐がフェエーデにことよせて起ることがあるとも付言しておいた。以下で問題とするのは、この付言の方である。そして、ここで、史料の上である程度確認できる事例の一つとしてリュエベック市とその周域との事例をとりあげたい。

リュエベック市民と騎士との間には、中世後期に頻繁に紛争が起きていた。³⁹以下では、この点をみていくが、その前に、ハンザ商業圏の中心地たるリュエベック市の地位に関わる事件の一例を挙げておきたい。隊を組み商品を手携えて *Nogardia* と *Plescowia* と間の街道を往来するドイツ商人 (*Teutonici mercatores*) が略奪を被った一連

の事件を一三三五年になつて記録した文書がある。一連の事件のうちでここで注目したいのは一二八八年に起きた略奪で、略奪の機会を捉えて血讐が起こつた。その経緯は、ほぼ次のようである。ドイツ商人たちにたいし略奪をおこなつたのは *Plescouenses* であつたが、この者らは、この略奪を奇貨居くべしとして、ドイツ商人たちにたいし過去の「殺害事件の被殺者のために復讐を (*ad vindictam occisorum*)」敢行したのである。ここに「被殺者のために復讐を」にある被殺者のための復讐とは、かの「古き殺害」を指してはいないであらうか。過去の殺害事件の犯人は *frater Otto Paschedach* という名の男で、彼はある土地 (*in terra Adzelle*) で幫助者らと共に謀 (*cum illis de Rosien*) して *Plescouenses* の一員にたいして殺人をおこなつていた。おそらく *frater Otto Paschedach* や彼の仲間となんらか繋がりのある者ら——親族、友人とか——がドイツ商人たちの中にいて、これら繋がりのある者が *Plescouenses* によつて復讐 (血讐) を被つたものとみられる。このような、過去の殺害事件と、現在の復讐事件との関係・経緯は、略奪をおこない復讐を敢行した *Plescouenses* 自身の自由によつて明らかになつたのである。

この略奪事件でドイツ商人隊は六十マルクの損害を受けた。街道というのは、商人・巡礼・被追放者を初めさまざまな人びとが往来する通商路であり、人に遭遇する機会は頗る多い。被害者側がかねてから探索していた、血讐の相手についても同様のことがいえよう。と共に、街道は権力と権力とのほさまにあり、秩序の不安定な境界地でもあつた。血讐やフエーデの生起し易い事情がここにあつた。

さて、リユーベック市民と騎士との間に頻繁に紛争が起きていたことも、ハンザ商業圏の雄都たる当市の地位に負うところが大きいであらう。以下では、リユーベック市民と騎士との紛争で起こりうる血讐事件を十四世紀中葉の一、二の事例をてがかりにみていきたい。

まず、一三五二年一月十日の和解の事例³⁵がある。Johannes, Voltratus, Deihleuus et Yuannus fratres dicti de Humme —— 彼らは、武装者たち (arnigeri) と呼ばれている—— はリユーベック市との不和・抗争を解消せんとして同市と和解契約を結んだ。リユーベック市にたいしては公然隠然、損害を加えることはしない、と。リユーベック市も同様のことを約束する。ただし、双方共に四週間前にフェエーデを通告するときはこのかぎりではないとされる。和解契約のこの内容から、フェエーデの事前通告のさいに守るべきであった慣例の期間がわかると共に、他方で、事実上フェエーデが突如として敢行され、相手を急襲する事件が度々起きていたことも窺える。こうしたフェエーデ行使状況のなかで、血闘の事件が起きることがある。

このことを示しているのが、同年一月二十六日の和解事例である。³⁶この和解の場には、リユーベック市参事会の相手側として、数々の騎士 (miles) ・騎士従者 (famuli) ・武装者 (arnigeri) が名乗りをあげ姿をみせている。フェエーデにおいて騎士側、市民側いずれの側も、一名の同胞が殺されるといふ被害に遭遇していた。これら二つの殺害事件を收拾するため騎士側代表者で騎士従者 (Hartuicum Hummersbutlen, Heynonem Struz, Yuannum Crummendie et Hartuicum Heest, Janulos) と参事会側 (consules Lubicenses) との間で和解が結ばれる (ad stabliem amicicam) ことになった。この和解でとくに問題になっているのは、騎士側の一人で殺されたマルクマルドス・シュトゥルツ (Struz) の件である。

この件について、騎士側はこう約束している。この殺害事件のゆえに被殺者マルクアルドス・シュトゥルツの親族友人 (amici ipsius Marguardi Struz interfecit omnes) が都市に危害を加えるようなことはない、と。しかも、この約束については、騎士側は保証人として、和解交渉にあたった前記 Hartuicus Hummersbutle 以下四名 (これらは騎士従者) と Luderus de Borslele (これは騎士) とを立てる。彼ら保証人は、リユーベック市参事会

と市民とにたいし、(a) 彼ら自らと彼らの親族友人たちとの名において、また (b) 「かの被殺者マルクアルドス・シウトウルの血族全部 (*dicti Marquardi Srutz interfecti consanguineis uniuersis*)」の名において、さらに (c) 騎士 (*domino Johanne Hummersbutlen, milite*) および他の武装者たち (*Hermanno, Volrado, Hartuico et Hennekeino fratribus dictis de Traloue et Elero Modenlyn, armigeris*) の名において保証をおこなったのである。ここで、彼らが (b) にいうシウトウルの血族全部の名において保証をおこなっているところに、注目したい。被殺者の血族メンバーによる復讐が起る虞れがあるのを予め回避しようとしていることがわかる。

騎士側は八週間前にフェーデの通告をすることも約束している。前述の四週間前であれ、この八週間前であれ、事前に相当長い期間をとってフェーデ通告をおこなわなければ正規のフェーデとなりえないということである。しかし、予めこうした長い間隔を遵守した上でフェーデを起こすといったことは、実際問題としてほとんど不可能に近い。ということになると、このような事前通告は実際上フェーデそのものを防止することに狙いがあつたとみとれる。しかし他方では、フェーデを取行せんと思う者は決められた期間を守ることはできるはずもなく、相手を急襲することになるであろう。これは、フェーデ現象における一種のジレンマの状況である。

最後に一三五四年九月二十七日の和解の事例¹⁵¹では、市民と騎士との血讐の状況がより表にあらわれている。騎士側の一人アレクサンドリウス (*dilecto Alexandro Jonsson de Tyrchinge*) がリユーベックおよびシュテッティン (*Stetin*) の市民たち (*Burgenses de Lubeck et Stetin*) に殺害された。被殺者の父親 (*patre Johannis antedicti*) は殺害者たちから十分な賠償金 (*plenam emendam et congruam satisfacionem*) を取得しえたので、和解することにした。騎士側も被殺者の父親がその意向ならば、それで満足するとの意思を示した。そして和解したからには騎士側は市民がおこなったアレクサンドリウス殺害を理由に市民に復讐するとか敵意を抱くとか (*vindicta*

sine infestacione, que ab supradicti Alexandri occisione subortiri poterit) はない、と安全を保証する。

以上、リユーベック市民と騎士との和解の事例によれば、フェーデの状況のなかで血讐が起こりうる事があつた。この意味では、血讐事件はフェーデ事件と後者の一局面において繋がっている。

(二) 客人と市民

前節一で(血讐は除外する)(あるいは(血讐は罪に問われぬ))と述べる事例を取り上げたが、血讐を除外するのは和解の場合にかぎられていなかった。都市法にも事例がある。それが、客人と市民との関係にみられるものである。バイエルン、ナープブルク(Naburg)都市法(一二九六年)⁽³⁶⁾によれば、客人(外来者)が彼と血讐の関係(*loftenschaft*)にある市民をこの都市に持つ場合には都市に入りえず、市民のなんびとも彼を護送しえない。また都市の年市を(*auf unserr stat iarmarche*)訪問する外来者は前後それぞれ三日間都市から護送の特権(*unserr gelitte*)を受けるが、ただし「血讐は除かれる(*an lodveinschaft*)」。このところの意味は、必ずしも明瞭ではない。市内に血讐関係にある者を持つことを知って年市を訪問する客人は護送の特権を享受できないのか、それとも、市内に血讐関係にある者を持つことを知らない客人が護送の特権を受け、しかし血讐に晒された場合に都市は責任を負わないということなのか。いずれも考えられるが、ただナープブルク市が護送の任に就く自都市の市民の安全を優先して考えているとすれば、前者の意味となろう。いずれにせよ血讐には特別の地位が与えられている。

客人・市民関係法(客人法)は、一方で客人厚遇法(例えばモンテネグロ民などスラブ人にとつては客人は(聖なる人)であつた)⁽³⁷⁾であると共に他方で客人冷遇法でもあつたが、いずれにせよ、市民と客人との間に血讐が起こることがあつた。しかしここで注目すべきは、交易的世界たる都市は血讐の起こりうる余地をいつまでも残しては

おかない。その事例として、場所は急に飛び時代も下るが、一五二六年ルツェルン市民の誓約文書⁽⁸⁾がある。ここに、市民は客人 (*Gast*) にたいし血讐をおこなうとか、敵対するとか (*lodgefach* oder *ander f्यendtschaft*) はしてはならないとある。たとえ客人が同市民と血讐関係に立つ者であっても、当該客人が都市の市場を訪問するとか、商人として都市を訪ねるとかの場合に、市民は血讐を実行してはならない。万一の場合に対応するため客人には護送者 (*Gleit*) が就く。護送者に伴われて客人は都市を離れる。ただ、こうした場合、当該客人は二度と同市を訪問してはならない。以後は、都市の外で、血讐関係当事者たる客人と市民とは和解・交渉 (*Frundschaft* oder *lage*) に入る。客人が護送者に伴われて都市を離れた後に再訪し、あるいは和解を経ずして都市を訪れ、血讐を被ることがあっても血讐実行者は責を負わない (*kein Gericht verschul*)。ルツェルン市が一二九九年に周域の者と和解を結んだ事例に「血讐は除いて」と例外を設けていた(前節一)時代と比べて、一つの進展した状況を示している。

客人と市民との血讐に関するこのような状況の背後に潜んでいた一つの事情は、客人は自己が市民と血讐関係にあるの知らないことである。これは、血讐が親族集団相互の問題であったことに関わっている。異親族集団の個々の成員は相互に、血讐関係の存否についてよくはわからないのである。もう一つの事情として働いていたのは、都市とか市場での取引の場所では血讐の行使を認めないという、都市当局の政策配慮(平和の維持)である。

ともあれ、警告を受けていたにもかかわらず不用意な客人にたいしては市民による血讐が起こってもやむをえないとの伝来的觀念は依然右の誓約文書にも見いだされる。市民と客人との間では血讐は廃止されるところまで至っていない。これにたいし、どんな場合であれ、「都市内においては、いかなる市民も他の市民にたいして血讐をおこなってはならない」(*Es soll auch kein burger an dem andern kein lodgefacht rechnen in der Stadt*) ので

ある。また同市裁判所の権域外の殺害事件に (*umb fodschleg usserti den zilen unseres gerichtis*) 市民が巻き込まれることがあつても都市裁判所は関知しないとある。

一五二六年の誓約文書にあつたものは、六十年あまり後のルツツェルン都市法(一五八八年)の中に収められていた。ここには、市民・住民・客人の相互の殺害事件について詳細な簡条が載っている。この都市法に存する殺害関係簡条は内容的に大きく六部分からなる。このうち第六部分は、殺害者が逃亡した場合にこの者に飲食を与え助言・恩恵等を施す者にたいする処分を定める規定である。当面重要なのは、残りの五部分となる。

(一) まず、市民 (*bürger*) と市民の間の殺人事件である。これは二つにわかれる。その一つは殺害者が捕らえられるときで斬首 (*abschlagen sin haupt*) となる。もう一つは逃亡するときで、名譽と法を失い (*Ehrlos und Rechtlos*) 永久に都市の外に留まり都市に残した財産も没収される。第二部分以下が市民と客人との殺人事件を定める。(二) 市民が客人(あるいは住民)を殺害する場合は、彼が都市当局と (*mit der Oberkeit*) 和解し、被殺者の親族と (*mit des entlihen fründtschaft*) も和解をすれば、市民身分を失わない。被殺者の親族と和解が成立しないとときは、処遇は市参事会の決定に (*an eines Rhats bescheidenheit*) 委ねられる。ただし、参事会は(一)の市民に肉刑(生命刑・身体刑)を科すこと (*an sinem läben gestraft*) はない。(三) 都市内に住むが市民権をもたない者(住民)が都市の外に住む市民を殺害する場合で、しかも殺害の場所が都市裁判権に服している場合は、彼は都市内に住む市民を殺害する場合と同様、都市を退去する。(四) 市民が客人を都市の外で殺害するときは、市民身分を失わない。最後に(五) 市民、住民 (*hindersäss*) あるいは客人が都市外で市民を殺害する場合は肉刑と財産没収とに処せられる。

一五八八年のスイス、ルツツェルン都市法のこの簡条を通覽して気づく一つは、血讐の言葉はもはや無く血讐は

一般殺害のなかへ姿を消してしまつてゐる。もう一つは、市民が市民を殺害する——都市の内外における殺害を問はず——と、肉刑に処せられ財産を失う厳しい処遇となるが、市民による客人殺害の処遇は緩やかである。もし他の都市においても、同様の客人法が作られていふとするならば、ルツツェルン市民が他都市の市民つまり客人を殺害するとき、都市と都市とは正面からぶつかり合うことになる。都市参事会が中心となつて都市間で司法契約⁵⁾を交わし、交渉せざるをえない事情がここにもあることがわかる。

第二章 血讐回避のための殺害事件の処理

一 血讐事件と一般の殺害事件

血讐事件の処理について考えるにあつて、予め断つておかななくてはならない事情がある。それは、ここに血讐事件の処理とはいふものの、実際には、一般の殺害事件の処理問題として取り上げざるをえないことである。

というわけは、こうである。ある者Aがある者Bにたいし殺害事件を起こした(第一次事件)とする。そして、その報復としてBもしくはその親族が、Aもしくはその親族にたいし殺害行為に及んだ(第二次事件)とする。この場合、右の第一次事件は一般の殺害事件を指し、第二次事件が起きて殺害事件は血讐事件に変わる。ところが、翻つて考えるに、上記の第一次事件そのものが血讐事件であつたこともある。言い換えれば、AがBを殺害する以前に、Bもしくはその親族が、Aもしくはその親族にたいし加害行為に及んでいた事情があり、AがBを殺害し

たのは、その報復として起きたのかもしれない。となると、上記の第二次事件とはB側のA側にたいする再報復（第三次事件）を意味することになる。要するに、ある殺害事件は、異なる親族間、もしくは親族の一員間における連鎖殺害のなかの一事件なのか、あるいは、そうではない単発の事件なのか、といった殺害状況の問題がたえずつきまとうのである。

じつは、こうした状況については、少なくとも本稿が取り上げる史料は明らかにしてくれない。この点では、前述したシュトラールズント市の被追放者記録簿における殺害の記録であれ、後述するブレスラウ市などにおける殺害事件の和解に関する都市帳簿の記述であれ変わりはない。これら史料に知られる殺害事件が、とくに血警事件として起きたのか、それとも、そうでない一般の殺害事件として起きたのかについては、事情がほとんどわからない。別言すれば、血警事件として起きたことを察知させる叙述は、みられないのである。また逆に、当該殺害事件が血警事件として起きたのではないということも、確実なところはわからない。

以上は、ある殺害事件が血警事件か、いなか、史料上なかなか確定しがたいという問題であった。そして、このことが、血警事件の処理の問題にも関係してくる。殺害事件の生起の状況が不明であるために、本章次節以下における考察は厳密に血警事件の処理をめぐるものとはならない。大筋は、一般の殺害事件の処理の考察とならざるをえない。他方改めて考えてみるに、血警事件の処理問題にとつて、当該事件が血警事件か、それとも一般の殺害事件なのかの点が決定的な問題であるとは、必ずしもいえない。血警事件といえども殺害事件の一種であることには間違いないからである。したがって、血警事件の処理問題を、一般の殺害事件の処理としてみるの、あながち牽強付会の説にはあたらないであろう。血警事件であるからといって、その処理方法そのものが一般の殺害事件の処理の場合に比べて、格別異なっていたとは思われない。

ただ、ここで、次の一点は述べておきたい。血警事件の処理として次節以下で取り上げるのは、告訴と和解との二つである。その場合、これらの処理方法は、殺害事件が血警事件に拡大するのを回避・防止するために、都市当局によって求められたものとして考えたいという点である。本章を「血警回避のための殺害事件の処理」と題したゆえんである。しかも、血警事件は一般の殺害事件に比べて加害被害の因果関係が入り組んでいる事件として性格づけることができる。とすれば、告訴よりはむしろ、関係当事者の十分なる交渉に基づいた解決、言い換えれば和解交渉による解決が、血警事件に適切な処理方法であつたとみられる。血警が起きかねない、との虞れから解放されがために、「和解と平和」への志向が働くということである。とすると、逆にいつて、和解によって解決をみた殺害事件には、血警事件が含まれていたとも想像される。

以上のことに関係して、もう一つ述べておきたい。都市当局にとつて一個の殺害事件が血警事件に拡がるのは好ましからざる状況にあつたろう。その意味で、ある殺害事件を、たとえこれが血警事件として起つたにせよ、その処理方法の上では、それを連鎖殺害の環から切り離し、単独の殺害事件として取り扱かおうとしたのではないか、ということである。さらにいえば、このように殺害事件が血警事件に拡大するのを回避もしくは防止するため都市当局はできるかぎりそれを単独の殺害事件として取り上げようとしたのではないかということが、被追放者記録簿における殺害の事例においてであれ、殺害事件の和解の事例においてであれ、史料上、殺害事件が血警事件としてはなかなかみえにくいという事情にも繋がっていたのではないであろうか、ということである。

いずれにせよ以上述べたことは、史料のありかたからみただひとつの憶測にすぎない。以下で、訴訟および和解について個別的にみていきたい。

二 訴訟——とくに逃亡殺害者にたいする——

シュトラールズント市の被追放者記録簿の記録（一三一〇年から一四七二年に至る）には、殺害事件について、告訴の事例が知られる。ここに知られる市民間の殺害事件のうち、どれが異親族間の連鎖殺害（血讐）として実行されたものなのかについては、既述のように記録そのものからはわからない。したがって、ある具体的な殺害告訴事件について、当該告訴者とは連鎖殺害（血讐）事件の関係者なのか、もしそうであるとして一連の事件のなかでどのような地位にある者なのかといった、告訴をめぐる状況は分明ではない。血讐事件ともなれば、加害者は同時に被害者であることも多々あり、事情は込み入っている。この事情の下にあつて、どの時点でなんぴとが告訴者になつたのかの点は興味を引くところであるが、残念ながらこれも明らかになしえない。そこで、広く殺害事件の告訴として取り上げざるをえないのである。

さて、シュトラールズント市において殺害事件が都市の訴訟に服している事例が知られる。一例に、一三八〇年船員 (*navia*) ニコラウス・トルク (*Tolk*) はヘルナルドウス・ウィーツェン (*Wyzen*) を殺害し (*mortifera occisione occidit*)、¹⁾「この犯行のゆえに (*pro quo delicto*)」彼はリューベック市の法に基づいて「正規の判決によつて追放に処せられる (*justis sententiis est proscriptus*)」のである。²⁾ 裁判官 (*judices domini*) としては、ヨハネス・スクローヴェ (*Sculowe*) およびアンドレアス・カーネマーカー (*Kanemaker*) の名前が挙がっている。こうした簡略な記述法が殺害（殺害にかぎられないが）犯人とその追放とについて記録簿が記載する典型的文例である。殺害や訴訟の経緯はよくはわからない。例えば、ある事例で示せば、Rakow 以下三人はミュンスター市民の *Johan van Uma* を略奪し殺害し、被害者の息子 *Chert van Uma* が告訴したが、被告たちは召喚を受け

て (*gheschet*) も「出頭しなかった (*Des quemen ze nicht vore*)。』そこでその助助者と共に「追放に処せられ (*uonrestet*) た」とあるだけである。無論、この囚犯人たちは逃亡し、ために追跡が起きたが、彼らを捕らえることができず最終的に追放に処せざるをえなかったという事情がある。⁵⁶⁾

さて、右に一三八〇年の事例を挙げたが、この年を一例にとつて、記録簿は他にどんな事件を載せているのかをみてみよう。合わせて十六件である。殺害にたいする判決は二件、盗みは七件、傷害が六件、略奪については一件あった。もう一件の殺害事件もやはりスクローヴェとカーネマーカーが *judices domini* であった。この二人が一組となつて裁判に関係したのは、一三八〇年の上記の件数のうち他に傷害四件、盗み四件を数える。

シュトラールズント市の記録簿ではほとんどの訴訟はこうした二人一組の *judices domini* が関わっていた。彼らは誰なのか。同市の裁判はリユーベック市法に基づいていたので、この点に関連して中世リユーベック市裁判制度をみてみると、稲元格はこう述べる。「都市君主的なフォークト裁判は、十三世紀半ばには、市参事会の裁判権力」の下に立ち名称も十四世紀半ば以降「下級裁判所」と変えて事実上市参事会の「下級審」となった。こうした地位にあつたフォークト裁判所の「裁判官団を構成するのは、一人の裁判書記と二人の陪席裁判官である」と。また「リユーベック法都市では、十五世紀頃には、判決発見が特定の法知識ある市民に委ねられる傾向」となつたが、この場合、市民によつて発見された判決を当事者に宣告したのが、こうした二人の陪席裁判官であつた。⁵⁷⁾ただし、この陪席裁判官が市参事会員であつたのか、それとも一般の市民であつたのかについては明言されていない。

シュトラールズント市の二人一組の *judices domini* は市参事会員であつた。一三二八年十二月二十四日の記事がその点を明瞭にしてくれる。これは、その十日前にゲルヴィーヌス・セーメローヴェ (*Semelowe*) とその共犯者 (*capitanei, et quod vulgo dicitur warent*) とが会議開催中の同市参事会室を襲撃した事件の判決録であり、こ

うみえる。Hujus cause...judices fuerunt Johannes Wesent tunc advocatus, item Johannes Saylevent, Siffidus Parnus, Jacobus de Wilsen et Thiderman Wille consules et judices predicti. これによれば、同市の裁判はフォークト (advocatus) が裁判長となっていた。こうして、この事件の裁判にあつたのはフォークトおよび市参事会員 (consules) の計五人であつた。この事件にかぎらず、判決作成に一般市民が判決発見人として関係していたかどうかについては記録簿からはわからない。ただ、追放事件が基本的に参事会裁判として、参事会から裁判を委ねられた数名 (通例は二名) の参事会員の力で実施されているところを考えると、フォークトを除く参事会員が判決起草にあつたと考えられる。フォークトが記録簿で名を見せるのは稀で、その稀な一例に、放火事件ではあるが裁判官として二名の参事会員 (Judices Thidericus Bertoldi et Arnouldus Pes consules) と並んで、フォークトとしては右と同じくヴェーゼント (Wesent fuit advocatus) の名がみえる。¹²⁾

殺害事件の訴訟で誰が原告 (actor) となつているのかについては、記録簿にはほとんどの場合記載がない。ただ、僅かではあるが原告が知られる。まず、身分関係がわかる事例を挙げれば、こうである。(a) 父親を殺された息子⁹⁾ (b) 息子を殺された父親¹⁰⁾ (c) 被殺者 (男性) の兄弟¹¹⁾ (d) 被殺者 (女性) の伯 (叔) 父である。女性も原告 (actrix) になりうる。被殺者 (男性) の (e) 姉妹¹²⁾ (f) 妻である。一四〇六年、夫 (Himricum Prynarium Taleken) が三人の男に殺された事件では妻が原告となつた。(g) 夫を殺された妻の代理人 (procurator)¹³⁾ も原告になる。(h) 一四〇二年三月二十五日ペトルス・ジュエテ (Jute) がニコラウス・ハーネ (Hane) を殺害した事件では、珍しいことに加害者ペトルスの妻が夫を告訴した。¹⁴⁾

ついで身分関係についてははつきりしないが、原告が被殺者の血族、親族を思わせる事例としては、(i) 「ペルト・クーレマン (Kuleman) は、原告で都市の兵士ヤコプス・トロイエマンによって「訴えられて」(actore

Jacobo Trojeman, famulo civitatis) リューベック法に基づき追放に処せられた。⁽¹⁸⁾この事例はニコラウス・トロイエマンなる者が殺害された事件なので、ヤコプスが原告となったのは血族、親族の一員だったからであろう。(ii) 殺された者がヨハネス・ルーゲ (*Ruge*) で「原告はマルティヌス・ルーゲ (*actor fuit Martinus Ruge*)」であるときも同様にみてよい。(iii) ニコラウス・ヤーゲツェル (*Voghelz*) が殺された事件では女性が原告になっている。ファースト・ネームのみを挙げているところからみて、これも、被殺者とは血族、親族関係にある者ともなされる。⁽¹⁹⁾

こうして、原告は被殺者の血族・親族(配偶者の場合)が中心にある。では、血族・親族以外には、告訴者はいないのか。第三者による告発はないのであろうか。奉公人が殺され、その主人が原告となった事例(二四〇三年)がある。ペトルス・ルッベ (*Lubbe*) はヤコプス・ドーマカー (*Domker*) を殺害し、追放に処せられた。原告となったのはマテウス・クローガー (*Croger*) であった。彼が告発者となったのは、被殺者ドーマカーがクローガーの奉公人 (*servus*) であったからである。⁽²⁰⁾ 血族・親族以外の者による訴えは、このように奉公人に関係する事件で主人による告発が目につくくらいである。⁽²¹⁾ 右のクローガーの事例で続けてこう述べられているのに注目したい。「彼「被殺者ドーマカー」の親族の誰か (*aliquis de proximis suis*) が現われるときは、後日この者が原告となるべきであり、かのマテウス「クローガー」は訴訟から解き放たれる (*ab actione solutus*) べし」と。ここからは、原告となるべき者については、基本的に血族・親族が中心となっていたことがよくわかる。このように告訴は私人がおこなう。このことは言葉の点からもわかる。例えば「彼「殺害者」はかのペトルス「被殺者」の妻の求めと申し出によって (*ad instanciam et causam uxoris dicti Petri*) 追放に処せられた」とある⁽²²⁾。あるいは「騎士たちとその仲間 (*dominicus Hincicus et dominicus Reynfridus de Penizee milites et eorum*

complices) は…騎士ヒンリクスおよびヴィレキヌスの側から (*ex parte domini Hinrici et willelmi milium*) 「訴えられて」正規の判決によって追放に処せられた」とある。ところで、私人による告訴の他に、職権的告発はなかつたのだろうか。一、二の事例が存する。まず「ヨハネス・ハイネンの奉公人でビール醸造業者ヤーコプ・ハイネ (*Jacob Heyne servus braxtorius*) が彼の仲間ヴィコーネン (*Vihonen*) を殺害した」事件 (一四二二年) があり、ここに「王の役人が告訴者であつた (*bolesius regia fuit querulator*)」とみえる。「王の役人」の名で呼ばれているのはシュトラールズント市当局そのものであろう。もう一つ、殺害には至らなかつたが、次の事例がある。ヘンネケ・ルニング (*Luningn*) は殺害未遂の事件を起こし、裁判所に出頭することを保証した。にもかかわらず逃亡した。このために「彼は、次のことが理由で参事会員の側から (*ex parte dominorum consulum*) 「訴えられ」追放に処せられた。彼は参事会員の命令を遵守せず無視した (*non servavit, sed infregit*)。」「参事会員の命令とは、こうである。「なんびとも、夜間であれ、武器をもつて街路を往来しえない。これを犯す者はだれであれ、首の罰 [斬首] によつて (*per penam colli*) 罰せられる」と。殺害未遂犯のヘンネケは裁判所に出頭することを参事会に約束していたにもかかわらず、それに違背したのである。このように、都市参事会の命令にたいする違反の事件については、参事会から訴えが提起されることがあつたわけである。

以上によつて、シュトラールズント市で職権的告発がまつたくなかつたのではない。しかし、私人原告が中心であつた。こうして、殺害事件は (血鬻に頼るのでなく) 事件の当事者・関係者自らが訴えを起すのが通例であつた。なお、告訴以後の手續きについては、記録簿からはほとんどわからない。ただ、*Hinricus Mechtere* が強盜殺人の罪で追放に処せられた事件の記事には、「この事件については」[*Hinricus insor et Berchtoldus Suamenbeke* が裁判所で断罪の立証をおこなつた (*coram iudico convincebant*)] とあるのが参照されよう。

三 和解について——和解当事者・和解交渉役・和解裁判官——

殺害事件で訴訟による他に、もう一つの処理方法としては当事者間の和解があった。和解について考察するには、シュトラールズント市の被追放者記録簿は役に立たない。加害者、被害者に和解が成ればこの種の記録簿に名を登録されるといったことは起きないからである。そこで、和解関係史料が集中的に利用できる別の都市に考察の目を移さなければならない。

別の都市とは大公領シュレージエン（シロンスク Śląska）の、プレスラウ Breslau（Wrocław）を中心に、ゴールドベルク Goldberg（Złotoryja）、ノイマルクト Neumarkt（Środa Śląska）、シュヴァイトニッツ Schweidnitz（Świdnica）、シエトルーン Strehlen（Strzelin）の諸市である。というのは、フラウエンシュテットの著書の巻末付録にはこれらの都市における殺害事件の和解関係史料が「証書集」として収録されている。同内容の史料が一括掲載されているという意味で研究にきわめて便宜である。史料は十五世紀（五十二点）を中心に一三六七年から一六一五年にわたる文書（全七十点）である。⁹⁸ しかも、フラウエンシュテット自身は、これらの史料をその著書の中ではさほどには利用していないので、それらをここで取り上げるのはなにかの意義があるう。ただし、和解に至った殺害事件のなかに血讐として実行されたものが存したのかどうかについては、文書自体からはわからない。そこでこうした事情を考えるに、和解は、殺害事件を放置すれば血讐に発展する虞れがあり、そこでこれを回避・防止するための有力な方法であったのではなからうか、と捉えたい。

さて、この「証書集」の筆頭に掲げられていて、しかも唯一ラテン語文になる和解の事例を考察の発端にしたい。これは一三六七年プレスラウ市で起きた殺害事件の和解を記録する。⁹⁹ 一人（Nizkone Ruchus）が殺害され

(*homicidio perpetrato*)、三人 (*Niczhone pyskir, Johanne Roubet, Grozhanis*) が負傷した事件である。殺害者側、死傷者側それぞれから三名が当事者としてプレスラウ市参事会の面前に (*coram nobis consulis*) 出頭し、和解を取り結んだ。まず、和解当事者の顔ぶれである。これについて述べる前に一つだけ指摘しておきたい。事件の加害、被害当事者は「彼」当事者「みずからと、彼の友人および親族、またこれらの者のすべての連繋者 (*ejus amicis alque affinibus ac eorum complicitibus omnibus*) との名において」和解を結んだ。この一三六七年の死傷事件を結果としてもたらした紛争の背後には、こうして、さまざまの親族、友人といった仲間の存在が確認できる。中世後期が「党派」の時代として位置づけることのできる一つの証左となろう。

さて、和解当事者の顔ぶれだが、残念ながら加害者の名が記録されていない。加害者側で和解を取り結んだ三人が加害者自身なのか、あるいは加害者以外の者が含まれていたのかは、わからない。被害者側については、どうか。和解に応じた三人の中の一人は事件の被害者の一人 (*Grozhanis*) であった。もう一人、名前の挙がっている *Jebel juvenis Ruhous* は、殺傷事件で死亡した *Niczhone Ruchus* の息子のように見える。三人目として *Nicol Karzin* なる名の者が挙がっているが、彼は事件の直接の当事者ではないとみてよい。被害者側についてこうみてくると、加害者側から和解交渉に応じた三人についても事件の直接の当事者ではない者が含まれていたことは、否定しきれないであろう。

ともあれ、加害者側、被害者側からそれぞれ和解交渉に応じてきた者の中には、事件の当事者ではなく、直接の利害関係にはない者がいたとみてよい。事件の当事者だけで和解の交渉をなすのは、なかなか難しい。交渉当事者の中には、第三者的地位の者が含まれていたであろう。この者が事件の当事者と並んで、あるいはそれに代わって主導的な役割を果たしていたであろう。そして実際の一例に、プレスラウ市一四四二年の事例をみよう。ランゲニッ

キル (*langtichil*) なる者が、マルガレータ・バイエル (*Beyer*) の夫で大工のニックル (*Nickel*) を殺害した事例である。被害者側からは *Niclas Goler und Jacob Jenner* の二人、加害者側からは *Niclas Thyme, Hanke Ber und Steffan Horner* の三人が参事会に出頭、両者間で和解が取り結ばれた。被害者側の二人は、マルガレータの後見の役に就いている (*in vormundschaft*) 人物であった。加害者側の三人については詳細はわからない。

参事会の面前に現われた者たちは和解案の確認作業だけに従事したのでなく、ここに至るまでに事件の当事者を媒介し和解交渉役として働いていた。和解交渉役の存在を示している一例にプレスラウ市一四六〇年の事例¹⁷⁾がある。三人の仲間 (*drey gesellen Wolfgang, Jacob Cleyndinst und Jacob Seunig*) が *Clement womniglich* の兄弟 (*Wenzlaw womniglich*) を殺害し、参事会の市半に (*in unserm gefengnis*) 拘束された。和解の交渉が始まり加害者側からは *Abrecht schewrlin* 以下七名が、被害者側からは *hans Hebere* 以下七名が、和解の交渉の役に就いた。これらの者は和解の「保証人 (*Burgen*)」でもあった。プレスラウ市一四六三年の事例によると、ニックル・シューバルト (*Schwart*) 以下四名の市民が殺害者側の保証人であった。彼らは殺害者の「代理「人」の役に (*in mache*)」あった¹⁸⁾。そのため *machmanne* とも呼ばれた。和解交渉役は *ledungskule* と呼ばれており、また両当事者に共通する、いわば共同和解交渉役がいた事例¹⁹⁾もある。なお、前述のプレスラウ市一四四二年の事例では、和解交渉役とは別に *Dyhnmar Barbier* 以下六人が加害者に和解を遵守させるべく誓約をおこない、保証人となっていた。

ところで、以上の和解交渉役は、れっきとした市民であったろう。その中には、都市参事会員がいたかも知れない。そこで、和解における市参事会の関わりについてみてみたい。

通常和解は市参事会員の面前で取り結ばれた。和解案は和解の関係当事者 (和解交渉役を含む) が事前に作成し

ていて、これを参事会の面前に持参し、ここで改めてこれの「確認」を合意した。(われら参事会員の面前に一方および他方の和解当事者が到来し、次のことをわれらに告げた。彼らは和解を取り決めた、と。) こういった式の言葉が、参事会の面前での和解取り極めを記録する都市帳簿(後述)に知られる常套文句である。¹⁵⁾ 和解が参事会で正式の和解となったのはいかなる契機によつていたのかについては、十分にはわからない。ただ、参事会側が和解当事者側の強い求め(後述)に応じた結果のようである。いずれにせよ、和解は多かれ少なかれ参事会の(肝煎り)によつて成立した。

和解に都市参事会員が関わつていた例としてはプレスラウ市の一四四一年、ジクムント・フォン・モイス(Moys)がペーター・ホーフエマン(Hofeman)を殺害した事件がある。加害者側、被害者側間に和解案が合意された。そこで両者側がプレスラウ市参事会に出頭し、参事会員列席の上で和解案が確認された。和解当事者の顔ぶれを瞥見するに、加害者側からは *Nickil Creckewitz* 以下六名、被害者側からは *Bernhard Skal* 以下五名である。この五名は、被殺者の親族——被殺者の兄弟ハンス(彼はもう一人の兄弟 *Stenczil Hofeman* を代理していた)と *weceuz Behome* (この者はペーターの妻オーサンナ「*Osanna*」を代理する)——の名において和解案の作成にあつてた。被殺者側の人物の一人 *Bernhard Skal* は *unser eydgenosse* と呼ばれ、同市参事会員である。彼が事件の当事者を媒介し、和解案の成立に指導的な役割を果たしていたことは間違いないであろう。

右の一四四一年の事例では和解案の起草は当事者側があつたが、都市参事会がその役割を引き受けることがあつた。例えばプレスラウ市一四四五年の事例がある。「われら参事会は…*Michel Mroczken* の友 (*Frund*) が殺害された事件について、一方の側の *Michel Mroczken von Glogow aus dem lande* を代理する *martin Gloger* と、他方の側の *Michel Rutenner von Camelwitz* [なる殺害者] 自身およびその息子」との間立立つて (*zwischen*)

和解案を作成した」と。この、事件の両当事者の「間に立って」といった言い方が、都市参事会自らが和解案の作成に携わる場合について、記録上の常套の表現法であった。¹⁶⁾

市参事会による和解案の作成は、実際は、個々の参事会員に委託される。例えば、ノイマルクト市一四四四年の事例に名を挙げられているコンラート・ルーコウ (Lukow)、ヤコブ・ゴービル (Göbil) の二人がそうである。彼らは「誉れのあり、礼儀の正しき人物 (Erbem und Woluchigen)」と呼ばれ参事会員であった。彼らが「完璧なる和解決案」を作り、これが参事会に報告された。¹⁷⁾ またプレスラウ市一四七四年の和解事例によれば、ここでは Nickil Beyer と hanns pituiz hoyer gram とが和解案の作成にあたった。前者は参事会員 (unster eudgenoss) であり、後者は都市裁判所裁判長 (hofrichter) であった。二人は和解案をプレスラウ市参事会に報告し、ここに了承を受けた。¹⁸⁾

参事会による和解案の作成の事例でもう一つだけ、時代はさらに下るが一四九四年シュトレレン市参事会の例を挙げておきたい。当参事会は、殺人事件 (von wegen eynes mordslages) の当事者双方から懇切なる請願を受けて和解案文の起草役に就いた。実際の起草の任に就くために双方から選ばれた参事会員は「和解裁判官 (entscheidstrichen)」と呼ばれていた。参事会が和解案の起草にあたったのは当事者の懇請によつていたことがこの事例でわかる。¹⁹⁾ この事例では双方当事者のそれぞれに親族友人 (frunden) が付き添つていたが、当事者間だけでは交渉が進まなかつたのかも知れない。参事会は和解の内容を紙片に書き留めて当事者双方に手渡し、同時にそれを都市帳簿に (In diss Stadtbuch) 記入した。

一般に都市参事会は開会中つねに都市帳簿を携えていた。²⁰⁾ 和解の成立に都市参事会が関係することによつてどのような利点が生じるかといえ、右のシュトレレン市参事会の一例から窺えるように、和解の内容が都市帳簿に

書き込まれること⁽²³⁾にあった。これによって和解が公式の性格を帯びるし、記録を残しておけば後日紛争が再燃しても、その解決に役立つ。本稿で引く和解の事例はすべて、都市帳簿に記録されているものなのである。

ただ、都市帳簿への記載とは別に、和解の關係文書が——市参事会の内であれ外であれ——作成された形跡はある。殺害者が被殺者の父親に七マルクの贖罪金を支払うことで和解が成った一三八〇年のシュヴァイトニッツ市の事例によれば「公開状 (offenbrief)」が和解の確認のために (zu bestelgung derselben berichtgung) 作成されている⁽²⁴⁾。プレスラウ市一四六三年の事例では、「以上のこと」[和解]の証明となるように、われら「参事会」はこの文書に (uff desen briff) われらの市印を捺させた⁽²⁵⁾とある。

四 和解と訴訟

殺害事件について和解と訴訟との關係は、都市帳簿記載の和解關係記録からはわからない。ともあれ訴訟の結果現実に刑事刑に処せられる(斬首)ケースは、現行犯人とか、追跡されて捕縛された者以外には少ないとされる。プレスラウ市のある刑事關係帳簿によれば十五世紀後期に殺害犯の処刑は九例を数えるのみである。同市の被追放者記録簿上一四〇〇年から一四七〇年まで殺害犯の追放事例は約百例知られている⁽²⁶⁾のにもかかわらず。逃亡被追放者には和解のチャンスがあった⁽²⁷⁾。殺害者が捕囚の身にあるときでも和解しえたことが、プレスラウ市一四六三年の事例にみえる⁽²⁸⁾。中世後期はまだそうした時代だったのである。和解の類発によって正規の刑事刑が不発に終わるのは刑事司法当局にとっては看過できぬ問題ではあったが、他方で和解は中世的刑事刑の酷刑的性格を緩和する動きもした。これが近世には変化する。一例に、口論からくる殺害事件で加害者が貴族ですら斬首刑が待っていた⁽²⁹⁾。

和解と訴訟の關係に属する一問題として、注目しておきたいのは、和解が成ったうえは当事者は以後は訴訟を起

こしてはならないことである。プレスラウ市一四五三年の事例では、当事者のいずれも「教会裁判所にてあれ、世俗裁判所にてあれ (*In geistlichen noch in weltlichen Gerichten*) なに⁽¹⁾ともな⁽²⁾しえず」とある。「訴えを起⁽³⁾す⁽⁴⁾ことも異議を唱えること (*anzusprechen noch anzulangen*)」もでき⁽⁵⁾ない⁽⁶⁾ことである。右に裁判所という場合、当該都市の都市裁判所はいうまでもなく、都市裁判所以外の世俗の裁判所、また他都市の都市裁判所がここには強調されているに違いない。都市参事会が関わることで成就した和解の事件に、当該都市以外の裁判権力が干渉してくるのは、極力防止しなければならないことだったからである。

いったん和解が成立したうへは、以後は訴えを起⁽⁷⁾したり異議を申し立てたりしてはならないというのは、とりわけ被害者側に求められている。例えばシュヴァイトニッツ市一三七三年の事例では、父親を殺された者 (*hans sodeschin*) が参事会に出頭し、加害者 (*hans stromvoit*) と和解した旨を告げた。そのさい次のことも告げた。「彼 [被害者 *hans sodeschin*] の兄弟のなんびとも、かの [加害者] *hans stromvoit* にたいしてなにかを要求し (*ansprechen*) え⁽⁸⁾ない」と。ここには、和解もしくはその内容について被害者兄弟の間に合意が成らないこともあったことがわかる。こうした場合に不服な兄弟が行動 (例えば報復) を起⁽⁹⁾こすのにたいし、釘を刺す意味をこの文言は含んでいるようである。

五 和解当事者の義務について

(一) 当事者双方に求められている義務

先述三の冒頭部分で挙げたプレスラウ市一三六七年の和解事例では、和解後当事者が遵守すべき個々の事項は挙げられていなかった。たんにこうあった。和解が成⁽¹⁰⁾ったうへは、当事者のなんびとであれ、憎悪を抱く (*alide*)

とか、和解したことを「悪意に受け取る (*habere in malo*)」とかは今後あつてはならない、と。当事者双方に義務づけられている、この「悪意に受け取る」(ドイツ語では *in arge zu gedenken*) こととはあるべからず、との警告は和解事例の記録に知られる最も通例の常套文句の一つである。これは、復讐(血讐)を禁じることとつねに重ね合わされて発せられている。例えばプレスラウ市一四七一年の事例に、一方当事者は他方当事者を「今後、悪意に受け取ることなく、また復讐をなすことなく (*in arge vorbasmer nicht gedenken noch rechnen in keyner weise*)」ふるまうべし、とあるように¹⁰⁾。

では、当事者双方にこのように義務づけられているものに違背するときは、どうなるのか。かの一三六七年の事例は続けて、こう記している。いわく、にもかかわらず、言葉によるのであれ行為によるのであれ、和解の取り極めに違背する者は、プレスラウ (*uratislantae*) 市におけると、他の土地 (*alias locorum*) におけるとを問わず、「有害な人間であり、不名誉な人間 (*maleficus et inhonestus homo*) であると受け取らるべし」と。ここに「有害な人間」・「不名誉な人間」と判定されるとあるのは(「邪悪な存在」とのレッテルを張られることを意味する。一過性の殺害者などとは違った存在になるということである。そうした人物の事件は、もはや当事者間の和解では処理がなされない。プレスラウ市とその周域とを問わず、社会全体の問題となる。「有害な人間」・「不名誉な人間」と見なされた者は和解に頼ることができない。都市参事会による断罪の裁判に服することにならうし、逃亡すれば追放とならう。

(二) 被害者側の義務

和解において被害者にも、義務が課せられていた。幾つか事例を列挙すれば、例えば (a) シュヴァイトニッツ市一三八〇年の事例によれば、息子を殺された父親ベッツェ・ユンゲ (*Junge*) は、殺害者ペーター・ブツヒアヴ

(Buchau) にこそ一の族 (alle die synen) にも今後は「かの殺害事件のゆえに」復讐することは断念 (orfedin) し、敵対 (vedin) もせぬ、これについては父親の他の子供や、父親の親族・友人たちも同様に遵守するであろう、と約束している。(b) プレスラウ市一四六五年の事例に「彼「被害者」は彼「加害者」にたいし、裁判によってあれ裁判によらずにであれ、要求するとか復讐する (zu suchen noch zu rechen) とかはなさぬ」とある。(c) 一四八一年ゴールドベルク市の事例では、被殺者の兄弟アタツ (dazz grewliche) は「自」⁽¹⁶⁾と被殺者の子供たち、つまり未成年の甥たちとの名において (vor sich und vor seines toten bruders unmundliche kinder wegin) 参事会の和解案を遵守すべく誓う。甥たちが成人したときも、彼らが和解を守り殺害者 (Hans Pjanzin) とその一族とに悪意のある態度を取らぬように、このことを彼らに教えるべきである、と。⁽¹⁷⁾(d) 被害者の子供が成人する (zu iren vorstendigen joren komen werden) ときも和解を守るよう求める同じくゴールドベルク市の一四八八年の事例には、「彼ら「被害者側」は、言葉によつてであれ行動によつてであれ heimliche 「なる加害者」とその相続人とを決して悪意に取ることなく、フェエーデにことよせて復讐する (mit fedeschafft rechin) ことなくすべし」とみえる。「相続人」が挙げられているところから血讐は、年月が相当経つた後にも起こりうる。ともあれ、血讐に及ぶのを回避するための方策として和解に期待がかけられている事情が窺える。

(三) 加害者のとるべき基本姿勢

では、加害者にはどのような義務が課せられたのか。個々の事項をみる前に、(i) プレスラウ市一四六三年の事例をみたい。シュプリンガーなる殺害者 (Jorge Springer vorgnanter lolsleger) は被殺者の父親に向かい、へりくだった態度で (demutiglichen) 許しを乞うている。「彼「父親」が、彼「殺害者」を、彼「父親」の息子を殺

害した非行 (*die obilior des mordes*) について心の底から許して (*leuterlich umb gotis willen vorgeben*) 下るよう請い願うものである」と。また (ii) プレスラウ市一四七三年の和解事例もみられたい。加害者ヴォルフガング (*wolfgang mucher*) はこう述べる。自分が都市の建築師ベルンハルト、バルバラ夫妻の息子ヤーコブを死に致らしめたのは「故意にとか悪意にとかによって (*mit willen noch mit bösem fursatz*)」ではなく「自分の」至らなると不幸 (*unwan u. von unglucke*)」とによっていた」と。ベルンハルト、バルバラ夫妻は加害者のこの発言に感じ入り、「神の御心と、彼らの息子の魂の至福との名において (*umme gotis wille u. um ired Sonas selen saikeit willen*)」加害者を許すに至った。⁽¹⁶⁾ 彼は許しを「心から謙虚に (*umme gotiswille diemutiglichen*) 請うた」が、彼のこのような態度・姿勢は、和解が成るために根本的に必要なことだったに違いない。⁽¹⁶⁾

(四) 加害者側の義務

加害者にたいする個々の義務である。筆頭にあげられるのは、巡礼行である。殺害の和解においてほとんどの場合に課せられている。(1) 直前に挙げた一四七三年の事例でヴォルフガングは聖ミカエル大天使の日(九月二十九日)にプレスラウ市を発つてローマに (*von Breslau aus bis gen Rome*) 巡礼に旅立たねばならなかった。しかも単独で自ら (*in siner eigenen u. alleine*) 果たさねばならない。⁽¹⁶⁾ また (2) プレスラウ市一四七四年の殺害事件で参事会から二人の者が作成を託された和解案にもローマ巡礼が定められていた。ここでは、しかるべき事由により (*In heffliche not*) 本人が行くことができないときは代人を備うることができる (*mug er einen wff sein gelt nielen*)。⁽¹⁶⁾ (3) 一四六〇年プレスラウ市の事例で加害者が三人のときはその中の一人がローマに巡礼すればよく、代人 (*eyne andere persone*) を立てることも許された。⁽¹⁶⁾ これらの事例で、本人代人いずれが行くことも巡礼を果

たしたという「証明書 (Bekentnis, wissenschaftl. gezeugnis)」をローマの首席司祭から取得し巡礼行を証明する必要があった。シュレージエン地方からの巡礼先としては他にアーヘン (Ochfart, pilgrimfart hen Oche) ⁽⁹⁵⁾ があった。

巡礼は贖罪として課せられ「贖罪者 (bussen)」として「彼の罪過を告解する (seine sunde beichten)」⁽⁹⁶⁾。贖罪とは——ただ解りやすい一例として挙げるだけだが——ダルマの教え(ダルマシャーストラ)の規定、例えば「マヌ法典」に「ブラーフマナ殺しは、自らを清めるために森に小屋を建て、死者の頭蓋骨を標識とし、乞食による食物を食して十二年間住むべし(十一・七三)」⁽⁹⁷⁾とあるように非行者を「清める」ために課せられる。また巡礼は、とくに十四世紀以降は刑罰としても科せられた。加害者自身が巡礼に出ることを強く求められるのは贖罪の性格がよく現われている。と共に、刑罰の性格も出ている。これにたいし、あたかも決闘裁判における代闘士のように金で備って代人を巡礼に赴かせるといふことは、巡礼の形式的、競技的性格が表面に出てきたせいであろうか。

巡礼行はもう一つ、加害者側が被害者側から自分の間身を遠ざけることで、被害者側に復讐のきつかけを与えないための一つの現実的方策でもあった。和解が成ったとはいえ、できるかぎり加害者側、被害者側が出会うことがないようにするのが望まれよう。プレスラウ市一四四一年の事例には、敵対関係の再燃への懸念が現われている。「このように和解が成ったうえは、「加害者」ジグムント・フォン・モイスは、この「和解の」文書の日から十四年間は、彼ら「被害者」とその一族とから (von In und den iren) 安全に自由を受へ (sichir freiheit haben) べし」と⁽⁹⁸⁾ここに「自由を受く」とは、加害者は被害者側からの追跡を免れるべきことを指している。加害者は被害者にたいし、一種のアジールの特権をもつべし、ということである。ただ、特定の避難場所にとくに身を隠す必要なく、日常生活を営むなかで、加害者が被害者からの攻撃を免れることを定めたのである。

他方で、加害者が法定の避難場所へと難を逃れる事例もなかつた。それが、一四八二年ノイマルクト市の事例⁽⁹⁹⁾

で、加害者逃亡のまま裁判が実現せずに終わった。主たる経緯は、次のようである。ある殺害者 (*ein hortsner knecht*) が避難場所を求めて (*auff dy freyhey*) ノイマルクト市内の修道院に逃げ込んだ (*derselbe morder entlieff in das Closter*)。彼にとつては、修道院がアジールの場所であるのは自明のことであった。ところが、修道院は彼を匿うことができなかった。おそらく、市参事会が殺害者の引き渡しを修道院側に求めたからであろう。修道院の元来有していた避難者保護権能は自明のものではなくなっていた。ノイマルクト市参事会は彼を修道院から引き取り都市の牢に収容する (*in der Stat hafte und gefengnis*)。この処置については、ブルクグラーフすなわち都市裁判所裁判長たるクリストフ・スヴェンツ (*Suenz*) の同意をえた。しかるにその後の彼の処遇をめぐつては、市参事会とブルクグラーフとでは見解を異にした。参事会はしかるべき刑罰 (*poena*) —— おそらく刑事刑 (肉刑) であろう—— を科すつもりでいたが、ブルクグラーフは殺害者に十四グルデンの贖罪金を課すことで処理しようとした。このブルクグラーフの意見が通つたようである。これによつて「事件は民事的なものとなつた (*sach burchlich wart*)」。「重罪事件の処理についてですら、贖罪金の支払いか、刑事刑の科刑か、というように都市の裁判当局 (都市裁判所と市参事会) の見解が別れていた。未だ贖罪金裁判の伝統が強く残つており、殺害事件についても刑事刑が定着していなかつたことを示している。

ところで殺害者は、この十四グルデンの金額が調達できなかったのである。そうこうするうちに牢から (*aus der Schalkammer*) 逃走し、教区教会に逃げ込んだ。結局彼は、婦人たちによる工作で教会から逃亡、行方をくらました。こうして事件は闇に葬られてしまった。事件はほぼこのようである。アジールの観念は、少なくとも一般民衆や修道院・教会にはまだ生き続けていたが、ブルクグラーフ、都市参事会といった都市の裁判当局にとつては、時代の進展と共に、もはや自明のものとはなつてはいなかつたことが窺える。

加害者の義務には、巡礼行と併せてさまざまな義務が課せられていた。例えばプレスラウ市一四七一年の事例は七点を挙げている。他の諸事例と比較してみると、大筋はこれで尽きている。(1) ローマへの巡礼行の他には、こうである。加害者は(2) 被殺者の父親に蠟塊(Stein wachs)を捧げる。教会に安置された被殺者の棺台(Leichzzeichen)の周囲を灯すと共に葬儀参列者一人ひとりに持たせるためである。(3) 二つの教会の過去帳(Totnbucher)に被殺者の姓名を記載させる。¹¹⁾ ミサ聖祭のあることにその名を司牧者に説教壇から読みあげさせるためである。善行を積んだ信徒の姓名を記した過去帳に名を登録させるということにはもちろん当該教会への寄付が伴っている。例えばシュヴァイトニッツ市一四三五年の事例では、司牧者が聖祭の折りに過去帳に名を載せている信徒すべての名前を読みあげるさいに、それに要する経費(zerungel)をも加害者側が負担する。¹²⁾ 加害者は(4) 司牧者に三十回の葬礼¹³⁾ ミサ(dreissig selmessen)を二度にわたり二つの教会でおこなわせる。巡礼が一定期間内のうちに出発すべきであったと同様、死者¹⁴⁾ ミサも特定の期間内に、例えば三週間以内におこなわねばならなかった事例もある。¹⁵⁾

さらに加害者は(5) 十字架を収めた礼拝堂(Capelle mit eyne Crucifixo dorein)を建立する。受難塔(martin)を建てることもある。なお、受難塔に十字架塔(cruetze)が並べられることがある。¹⁶⁾ これらは、殺害事件の起きた現場が街路、街道等屋外の場合には、その現場沿いに建立されることも少なくない。¹⁷⁾ (6) 裁判所当局に償いを果たすのに十マルク(x mir bemische groschen)を収める。被害者側に贖罪金を払う事例もあり、この場合分割払いが許される。¹⁸⁾ 他方で、金銭そのものは受け取ろうとはしなかった、被殺者の妻の事例もある。¹⁹⁾ (7) 加害者は医者や床屋にしかるべき謝礼(ertzon und barbiern)を施す必要がある。²⁰⁾ おそらく、医者は被殺者の死体を検案し、床屋は埋葬のためにそれ相応に死体を整えるという仕事を受けもっていたからであろう。

以上の諸義務を果たさない加害者についてシユヴァイトニッツ市一四三五年の事例は述べる。彼は「再び追放に (*wiedr in die oche*) 処せられる」と。これによつて和解は効力を失う (*alle vorrichtung sal abgehen*)⁽¹²⁾。この事例からわかるが、第一回目の追放は和解を妨げなかつた。第二回目の追放に陥つた者は以後は和解は禁じられたのかはわからない。ただ、被害者側からの血讐はこのときでも、もはや許されなかつたであらう。⁽¹³⁾

このように葬礼ミサの挙行、供養塔の建立等、加害者に課せられた数々の義務を大筋みてくると、生存加害者は、死者となつた被殺者のかつて現世にあつた生前の姿を、いろいろの方法でしばしこの世に留めるべく義務づけられているようにみえる。被殺者の〈身体〉の記憶を、少しの間、この世に生き永らえさせることである。被殺者は、人生の路半ばにして幽明境を異にせざるをえなくなつた。シュトレレーン市一四七六年の和解事例には、こうみえる。加害者兄弟は「神の衡平に違背し、法に反して (*wider got slich und wider recht*)」被害者を殺害し、これによつて彼を「あわれにも (*vernirlich*)」「この世から奪い取つた (*brocht von desir welde*)」と。⁽¹⁴⁾ 被殺者は、事前の用意のないまま突如して生を終えることを余儀なくされた。被殺者の肉体と生活の思い出とをこの世に暫時生き続けさせることで、遺族・被害者側は被殺者の無念の思いを柔らげ、遺族・被害者側自身も被殺者の死を徐々に受け容れうる。そのためには、死者ミサの挙行、供養塔の建立等は、遺族・被害者側が求め、加害者側がおこなうる和解の方法としてきわめて必要なことなのであつた。

むすび

中世後期ドイツ語圏の都市およびその周域において血讐が起きるのはどのようなときであったであろうか。都市内の事例としての妻殺害例や逃亡殺害者の追跡・捕捉例の他に、大きくいつて一つは（イ）フェーデの当事者間において一局面として生じる。もう一つは（ロ）客人が市民から被る。いずれも、多かれ少なかれ集団と集団間、中世後期ドイツ語圏では都市と都市、都市と領主、領主と領主間のフェーデ的狀況が背景にあった。二つの狀況それぞれについて説明を加えておきたい。

先に後者（ロ）について。客人が市民によって血讐に晒されるといふのは、都市とその周域との間の紛争が淵源にあったとみられる。古くシュトラースブルク市のいわゆる第一都市法（一二〇〇年頃）に、ラント民の（*de provincialibus*）なんびとであれ、市民（*aliquem concivem*）の身柄、財産を傷つけるとか差し押えるとかの紛争（*querimonia*）を起こしているときについて、こうみえる。彼（ラント民）が、市民と和解の成る以前に（*ante compositionem*）都市に來入するときには、被害市民もしくはその親族友人のだれ（*aliquis amicorum suorum*）であれ「報復（*vindictam*）」を加えても賠償を義務づけられることなし（ただし、市民は紛争をまずもって市参事會に（*prius consiliariis*）に訴え出なければならぬ）と。ここに「報復」とはフェーデ的狀況を指し、この中に血讐も属していたであろう。ここには（報復）・（裁判外の和解）・（裁判）といった当時の紛争解決の三つの方法が勢揃いしている感がする。これらの方式が併存しつつ狀況に応じて用いられ、取り替えられる。他方でここに

は、都市参事会が、シュトラースブルク市外からくる他都市の市民にたいする紛争の処理に責任をとるために、裁判システムを築こうとしている状況も窺える。

客人が血讐に晒されるのも淵源的には、こうしたフェーデ的状况に由来してゐたであらう。通商の頻繁化に伴つて、しだいに客人市民關係法が形成され、血讐現象に抑制が加えられていく。中世後期はこうした抑制の時代であつたが、他方で不用意な客人には前代の余映が影響を及ぼしている。それは、左で直ぐに述べるように、血讐が古い経緯から生まれた敵對關係だつたことによつてゐる。

次に、前者（イ）について。ここで、血讐が「古き殺害 (antiquum homicidium)」（一三三三年）と呼ばれてゐたことを想起されたい。血讐はフェーデの和解を締結するさいに和解事項から外された。血讐が起きてても、これは和解の違反にはならない。では、血讐が和解事項から外されたのは、なぜなのか。まさにそれが「古き」殺害であつた他に理由はなからう。これは、和解の締結を見た当該フェーデよりも以前に起きていた旧い敵對關係による殺害であつた。したがつて、時間的先後關係からいつて当面のフェーデとは別個に解決されるべきものであつた。のみならずもう一つの事情がある。血讐とフェーデとの性格上の問題である。血讐はフェーデに突き刺さつてゐるいわばトゲである。それはそれとして当面のフェーデとは別個に処理されねばならない。和解によつてフェーデそのものが禁じられても「古き殺害」が格別の取り扱いを受けた理由は、ここにある。

この点を若干説明すれば、「古き殺害」があるということは「古き殺害」ではない殺害が存した。これは和解に服さなければならぬ。では「古き殺害」ではない殺害とはなにか。フェーデの一つとしておこなう殺害である。いつたにフェーデの実行はその通告を要したように公然たる性格をもち、そこにおける殺害も公然たる攻撃である。こうした殺害を一部に含むフェーデの諸行為についてはフェーデの当事者は全体として責任を負うのである。¹⁵

血讐がフェーデにおける殺害とは異なる殺害事件として観念されていたとすれば、それは公然たる性格の行為とはみられていなかっただけを意味する。現に血讐の敢行には通告を要しなかつた。血讐は関係の血族親族のみが行はする非公然の敵対行為であつた。フェーデの和解から血讐を除外するのは、フェーデの当事者が血讐に由来する結果については責任を負わないためである。ただし、血讐が禁じられないからといって、「血讐にことよせて略奪あるいは火付けをなす」(二二九〇年)のは許されない。それを許すと、フェーデそのものの性格(公然性)が変わつてしまふからである。

ところで以上説明を加えてきた(イ)(ロ)の事例はいずれも法(和解法/客人市民関係法)に述べられていた血讐(法)を示すものである。「古き殺害」として言葉と観念の上で当時人々の意識に血讐が上つていたとしても、血讐が現実にとのようになかたちで生起していたのかについては、実際のところはわからなかつた。市民と騎士とのフェーデにおいてこれを奇貨として血讐が起きる可能性がある場合でも、血讐が起きうる状況と、起きる蓋然性の高さについては確認はできたが、血讐が現実には起きたのかどうかは確かめることができなかった。都市内事件(夫が妻を殺害する/追跡者が逃亡殺害者を追跡する)においても同様である。血讐(夫を妻の親族が殺害する/逃亡殺害者を被殺者親族が殺害する)が起きうる状況があり、その蓋然性が高いということに止まる。これを要するに、現実にも血讐が起きたことを述べている事例を明らかにすることは、本稿においては極めて難しかった。

これは慥に本稿の限界であらう。今後は別個の史料に目を向ける必要がある。他方で、現実に血讐が起きた事例を明らかにすることが難しかったということは、少なくとも都市においては、被殺者親族による報復としての殺害(血讐)の敢行が相当に阻まれていた状況があつたことを示してはいないであらうか。プレスラウ市の殺害和解の事例、シュトラールズント市の逃亡殺害者(被追放者)の事例で、血讐を十分推測させるような事件は知られな

い。このことはなにを意味するのであろうか。それは少なくとも一つには、殺害にたいする殺害の連鎖（血讐）が起きないための回避・防止措置が講じられていた結果ではないであらうか。

都市参事会が殺害の処理のために費やした努力が、これである。訴訟もその一つであったが、なかならず和解の締結を目指し（交渉と合意）が根気よく続けられた。和解裁判官（市参事会員）を中心に当事者市民、和解交渉役によつて処理の方策が探られた。これは刑事司法にとつては望ましいものではなかったが、血讐を起させぬためにはより効果ある方策であつた。なにしろバーゼル市一三七四年の事例では、盗人を絞首に処した刑吏にたいしてすら盗犯被害者が血讐に及んだ。⁵⁷それほど彼は復讐に執着していた。ここに和解のもつ意義が出てくる。こう捉えることで初めて、血讐と殺害和解とが繋がってくる。パウル・フラウエンシュテットは血讐と殺害和解とのそれぞれを独立させて詳細に取り上げはしたが、両者の関係については考察は不十分だつたといわざるをえない。

和解ではこと細かに義務事項が定められた。被殺者の哀悼と至福とのために、埋葬以後もおこなわれる数々の行為はたんに殺害者だけの責務というよりは、殺害者側と遺された血族・親族側との一種の共同行為たる感を深くする。共同の行為は、巡礼行に見られるように広く中世ヨーロッパの宗教性の一つの現われであつた。ただ、キリスト教の浸透は当事者に義務をますます多く課すことになつたが、和解における当事者の基本的応対——殺害者のへりくだつた態度と恭順なる姿勢、そしてこれがゆえに殺害者を赦し復讐はおこなわないと取り交わす被殺者遺族側の約束——こそはまさに、そうした共同行為の最も深甚なる精神性を表明する。基本的に、和解の締結によつてではなく正規の刑事刑を実施することであり立つ近世刑事司法も、こうした加害、被害当事者の共同行為の精神性を完全には失うには至らなかつたのである。

注

- (1) 「ギリシア悲劇 I アイスキュロス」(ちくま文庫・一九九〇)二三五頁。
- (2) 向井元子訳「ヌアー族」(平凡社・一九九七)二六一頁。他に現代における一例として、遠峰四郎「アラビアにおける血の復讐と血の代金」『イスラム世界』四(一九六五)六頁以下。
- (3) 例えば、エウリピデース「エレクトラ」(「ギリシア悲劇 IV」[ちくま文庫]六十頁)にいう「流血は流血で返さねばならぬ」や、アヘルを殺したカインにたいし神が述べた「お前の弟の血が土の中からわたしに向かって叫んでいる」(創世記四の十)などの言葉を想起されたい。
- (4) 「折口信夫全集 第15巻」(中央公論社・一九七三)三八〇／八一頁
- (5) 本稿に端々 Hoffmann, A.G., Blutrachein: J.S.Ersch/J.G.Gruber, Allgemeine Enzyklopaedie der Wissenschaft und Künste, Sect.I: A-G, T.1.1, 1969, 89-93; Schrader, O., Reallexikon der indogermanischen Altertumskunde, 12. Aufl., 1917, 152-159 (Blutrache); Schrader, O., Blood-feudin: Encyclopaedia of Religion and Ethies, 2, 1909, 720-735; Thurnwald, R., Blutrachein: Ebert, Max (Hg.), Reallexikon der Vorgeschichte, 2, 1924, 30-41; Thurnwald, R., Blood vengeance feudin: Encyclopaedia of the Social Sciences, 2, 1930, 598-599 など参照せよ。
- (6) Frauenstädt, Paul, Blutrache und Todtschlagsühne im Deutschen Mittelalter, Leipzig 1881; ders., Die Todtschlagsühne des deutschen Mittelalters, Berlin 1886 (Sammlung gemeinverständlicher, wissenschaftlicher Vorträge, hrsg. v. Virchow und v. Holtzendorff, N. F. 1. Serie, Heft 10, Berlin 1886, p.373-404).
- (7) Büttcher, H., Blutrache, II. Rechtshistorisches, in: Reallexikon der Germanischen Altertumskunde, 2. Aufl., 3, Berlin/New York 1978, 85-101 中の研究成果を参照せよ。
- (8) Wittmann, Franz Michael, Monumenta Witelesbaccensia, I, München 1857, no. 123 §. 7.
- (9) Wittmann, F.M. (wie Anm. 8), no. 175 §. 10.

- (10) Witmann, F. M. (wie Anm. 8), no. 168 §. 2.
- (11) Urkundenbuch der Stadt Basel III, Basel 1896, no. 472. cf. no. 424 (1298 Aug. 17).
- (12) ラートブルン (拙訳)「カロリナにおける略奪」『熊本法学』八五(一九九五)四一頁下段参照。
- (13) cf. Hagemann, Hans-Rudolf, *Basler Rechtsleben im Mittelalter*, Basel/Frankfurt (M) 1981, 167, Anm. 121 (総論の現場で夫が復讐権の行使をトビツキの相手の男に傷を負わせた事例); ders., *Blutrache*, in: *Lexikon des Mittelalters*, II, München/Zürich 1983, 289.
- (14) この意味で、血讐の「最も発達した形態のものが、中世ゲルマン法に有名なフエーナ」(『文化人類学事典』[弘文堂・一九九〇]二五二頁中段「千葉正士」というのは問題が残るであらう。
- (15) Michelsen, A. L. J., *Urkundenbuch zur Geschichte des Landes Dithmarschen*, Hamburg-Altona 1834, no. 17.
- (16) 『復讐と法律』(岩波文庫・一九八二)三七―三三、一七九頁。
- (17) *Lex Anglorum et Werinorum hoc est Thuringorum*, c. 31, in: *MGH Leges* (in Folio) 5, 1875/89, 126-7.
- (18) *MGH Const.*, Hannover 1893, no. 438 §. 30.
- (19) Orloff, Friedrich, *Das Rechtsbuch nach Distinktionen*, Jena 1836, c. 40 Dist. I.
- (20) v. Richtofen, Friesische Rechtsquellen, Berlin 1840, 184: Die ensiger Domen von 1312 c. II.
- (21) Grimm, J., *Weistümer* 1, 1957, 18 §. 3, 4 (Kyburger Önung vor 1506). cf. Kothing, M., *Die Blutrache nach schweizerischen Rechtsquellen*, in: *Der Geschichtsfreund*, 12, 1856, 146 (sipplauf 30 April 1447).
- (22) Carlen, Louis, *Rechtsgeschichte der Schweiz*, 3. Aufl., Bern 1988, 36 (Rachepflicht: 16. und 17. Jahrhundert). cf. Kothing (wie Anm. 21), 145 (1649 und 1698).
- (23) *Urkundenbuch der Stadt Lübeck* 5, Lübeck 1877, nr. 571 (g). cf. Luppe, Hermann, *Beiträge zum Totschlagrechte Lübecks im Mittelalter*, Diss. Kiel, 1896, 19 (Anm. 1): Reuter, Rolf, *Verbrechen und Strafen nach allem*

- übischem Recht;Hansische Geschichtsblätter,1,1937,79 Anm.4.
- (73) Francke,Otto,Das Verfassungsbuch der Stadt Stralsund, Halle 1875,§.680.
- (74) §§.144,157,175,394,502,614,669.
- (75) §.645.
- (76) §.660.
- (77) §.664.
- (78) §.495. cf. §§.373,391,408,488,522,532,579,581,603 seqq.
- (79) §.679.
- (80) §.662.
- (81) §.636.
- (82) 拙著「暴力行為の法的処理」『歴史学研究』十四(一)(1900)一六一頁以下、また同「中世後期フネエトをめぐって」『問題』『国史学雑誌』三九(九州国史史学全集・1100)六三頁以下参照。またLuppe (wie Anm.23) 18 (Anm.5).
- (83) Urkundenbuch der Stadt Lübeck 2,Lübeck 1858,no.620.
- (84) Urkundenbuch der Stadt Lübeck 3,Lübeck 1871,no.132.
- (85) Urkundenbuch der Stadt Lübeck 3, no.133. cf.Reuter (wie Anm.23), 79 (Anm.1).
- (86) Urkundenbuch der Stadt Lübeck 3, no.215. cf.Luppe (wie Anm.23), 19 (Anm.2); Reuter (wie Anm.23) 79 Anm.4.
- (87) Wittmann,F.M., Monumenta Wittelsbaccensia,II, München 1861,no.209, §§.10,12.
- (88) Wensisch,Milenko R.,Die Blutrache bei den Südslaven,in: Zeitschrift f.vergleichende Rechtswissenschaft,9, 1890, 50 (Das Gastrecht ist ein heiliges).

- (40) Riggenschach, Christoph, Ungedruckte Quellen, in: *Die Tötung und ihre Folgen*, in: ZRG GA 49, 1929, 160 ff. no. 8: Geschworener Brief von Luzern von 1526.
- (41) Riggenschach (wie Anm. 40), no. 7: Stadtrecht von Luzern von 1588.
- (42) 拙稿「報復と己の差押えについて」『熊本法学』九五(一九九九)一〇頁以下参照。
- (43) cf. Holzhauser, Antje, Rache und Fehde in der mittelhochdeutschen Literatur des 12. und 13. Jahrhunderts, Göttingen 1997, 26 (Anm. 71), 13 (Anm. 17).
- (44) §. 455. cf. §§. 456, 462, 463, 503, 506, 507.
- (45) §. 490, 日本は「ハンデ (in uses heren lande)」の事件。他に「街道における」殺害事件について §§. 288 [in libera strada], 409 [in libera via publica] 参照。逃口被追放者について §§. 86 (Pro isto facto fuit citatus et vocatus ad iudicium: sed comparere recusavit), 270 (proscriptus, quia profugus), 388 (finaliter proscriptus).
- (46) 稲元格「リューベック市参事会裁判とその判決」佐藤篤士他編『司法への民衆参加——西洋における歴史的展開——』(教文章・一九九六)七八頁。
- (47) §§. 112, 113.
- (48) この時代のシュテットラールズント市社会は、『斯波照雄「中世ハンザ都市の研究」(勁草書房・一九九七)七五頁によれば、通商に刮目する富裕商人中心の参事会に支配されていた。
- (49) §. 53. cf. §§. 36, 121.
- (50) §. 490.
- (51) §§. 583, 610.
- (52) §. 589, 633, 634, 635 (actore suo fratre), 646.
- (53) §. 669.

- (54) §. 627.
- (55) §. 613. cf. §. 611 (*actrice Taleken relicta Nicolai Langhe*).
- (56) §. 645.
- (57) §. 593 (*proscriptus est ad instanciam et causam uxoris dicit Petri*).
- (58) §. 603.
- (59) §. 623.
- (60) §. 618 (*Actrix fuit Katherina*).
- (61) §. 604.
- (62) なほ、毒公人の非行に主人が断え出る例として發する事件がある (§§. 125, 594)°
- (63) §. 593.
- (64) §. 52 (加害者となつた一人は、被害者の兄弟). cf. §. 65 (*ex parte Hopyonis nostri burgenstis*).
- (65) §. 650.
- (66) §. 75.
- (67) §. 138.
- (68) Urkundenbuch, in: Frauenstädt, Bluttrache (wie Anm. 6), 181-250.
- (69) Nr. 1 (*amicabiliem concordam et irrevocabiliem condixerunt super homicidio in Nizzkone Ruchus perpetrato*).
- (70) Nr. 7 (*gütliche verrichtung geleydingt... haben czwischen beyden teilen*).
- (71) Nr. 22 (*von des Todslags wegen*). 和解事典の「殺讐」は同じの言葉 Todschlag に當る。Nr. 28 (*mort*). 32 (*von des mords wegen*) 等も同様の事だ。
- (72) Nr. 24. cf. Nr. 26.

- (73) Nr.10.
- (74) Nr.23 445 Nr.31 (*lorenz nugebau* 以上三名が共同和解交渉せしめた).
- (75) Nr.29 (*vor die er die stehabung dieser vorrichtung gelobit hat*).
- (76) Nr.7,11,12,13,15,16,17,27,30,32,35,36.
- (77) Nr.6. cf.Nr.19 (*unser eydgnos* [共同和解交渉(一人)], 34,43 (*Rathsfreund*), 54.
- (78) Nr.10. cf.Nr.5,14,18,21,33,37,39,46,52 seqq.
- (79) Nr.8.
- (80) Nr.34. cf.Nr.20 (*Bernhard Skal houppman und unsrs Rahis Eldisen*).
- (81) Nr.48 (*off fleissige ansuchunge*).cf.Nr.40 (*durch bele und mit dieser beider teile wille*).
- (82) Nr.19 (*Wir als Bekennen mit diesem StadBuche*), 37 (*mit unserem StadBuche*).
- (83) cf. Nr.26,47 (都市帳簿への記載は被害者側【被殺者の父と妻】の請願に基づいていた).
- (84) Nr.3.
- (85) Nr.24. cf.Nr.45 (*nach laut u.von inhalt einer tzedel*).
- (86) Frauenstädt,P.,Breslaus Strafrechtspflege im 14. bis 16.Jahrhundert,in: Zeitschrift f. die gesamte Strafrechtswissenschaft, 10, 1890,238 und ders.,Die Todtschlagsühne (wie Anm.6), 26 (1357 bis 1399: 243 Todtschläge).
- (87) cf.Kohler,Josef,Shakespeare vor dem Forum der Jurisprudenz,2.Aufl.,Berlin 1919,273 (Verbannungsklausel).
- (88) Nr.24 (*Jorge Springer vorranter toslager der do gefangen gewest ist*).
- (89) cf.Frauenstädt, Die Todtschlagsühne (wie Anm.6), 28 (der Entstehung) f.
- (90) 拙稿「近世刑事史断章」『熊本法学』八三(一九九五)二七二頁以下(一六一七年四月フランクフルト・アム・マインにおける故殺事件【判決は一六一八年十一月】の事例)参照。

- (16) Nr.17. cf.Nr.5,7,16,20,21,22,29.
- (92) Nr.2.
- (93) Nr.30. cf.Nr.5,8,13 (*Fredelich*).19,21 (*nymner in arge zu reden*).22,23.
- (94) 拙稿「外部的刑罰と内部的刑罰について——石尾芳久氏の所論によせて——」『熊本法学』一〇〇号(二〇〇二)九頁
および関係の注(26)参照。また全体的に、拙著「中世ドイツの刑事裁判——生成と展開——」(多賀出版・一九九八)第二章
「トントにやひて有害な人間とはなにか」参照。
- (95) Nr.3.
- (96) Nr.27.
- (97) Nr.37.
- (98) Nr.39.
- (99) Nr.24.
- (100) Nr.33.
- (101) cf.Bielander,Josef,Zur Geltung der Blutrache im Wallis,in:Schweizerische Archiv für Volkskunde,43,1946,
217 (*homicidium honestum*).
- (102) Nr.33.
- (103) Nr.34.
- (104) Nr.22.
- (105) cf.Nr.7,8,12,14,17,19,20 seqq. 和訳 Nr.23 (*Weisnach zu dem heiligen Blut*).
- (106) Nr.24,25.
- (107) 渡瀬信之訳(中公文庫・一九九一)三七三頁。

- (108) カルレン (拙訳)「巡礼と法」『熊本法学』八一(一九九四)一五二頁下段以下を参照。
- (109) Nr.6. cf. Frauenstädt, Die Todtschlagsühne (wie Anm.6), 23 (aus dem Wege zu gehen).
- (110) Nr.38.
- (111) Nr.30,47.
- (112) Nr.30. cf. Nr.7,14,16,31,34,36. なお「過去帳」研究の一端——十世紀末期から十一世紀初頭の「帝国過去帳」をめぐる——については、早川良弥「Merseburger Totenbuch」に「ついで」『梅花女子大学文学部紀要 人文・社会・自然科学』十四(一九七六)四三頁以下参照。
- (113) Nr.4.
- (114) Nr.30. cf. Nr.6,7,11,12,14,15,16,19,22,23,26,29,31,33,35,36,47.
- (115) Nr.20 (*byrn drey wochen*). cf. Nr.48 (*zwischen Ostern und pfingster*).
- (116) Nr.30. cf. Nr.5 (*eyne martir setzen*), 6(*eyn crewcae mit eyner Martir an den weg*), 19(*eyne martir und eyn crewcae*).
- (117) 現在に残る「贖罪十字架塔」の例として Plaetink, Peter Valentin, Das Steinkreuz, Steinkreuzforschung in Belgien, Nürnberg 1967, 3-19 に掲載の八塔の写真を参照。
- (118) Nr.30. cf. Nr.5 (*fünf mh Heler*), 12 (*vi mark heller* [三回分割]) und *eyn fyrrei Byr*, 16 (*Acht mark* [一回分割]).
- (119) Nr.31 (*kein gelt hat wellen nemen*). 贖罪の金を被害者側が受け取るのは不名誉なことであったと考えたからだろうか (cf. Preiser, W., Blutrache, in: Handwörterbuch der deutschen Rechtsgeschichte, Lieferung 2, 1965, col. 1460 [entehrend]).
- (120) Nr.30. cf. Nr.7 (*Arzizgeld*), 16 (*arzizgelt*), 50 (*barbzizgelt*).
- (121) Nr.4.

- (122) 例えば、フレスラウ市で、賠償金の支払いを怠る加害者にたいし、業を煮やして盗みの攻撃に出た Gregor von Dommelitz (彼は、従兄弟を殺されたため血讐を図ろうとしたが加害者が不在で盗みに及んだ) は、絞首となった (Frauenstädt, Breslaus Strafrechtspflege [wie Anm.86], 239)。
- (123) Nr.36. cf.Nr.41 (von diese irdle [Erde] brocht haben).
- (124) Urkundenbuch der Stadt Strassburg,1.Strassburg 1879,no.617 c.22.
- (125) 拙稿「報復としての差押えと中世社会」中村直美他編『時代転換期の法と政策』(成文堂・二〇〇二)一四四頁(「当局の責任を問う」)。
- (126) cf.Tragler-Schubert,M., Zur Totschlagsklage im allwestfriesischen „Jüngerer Skellarecht“, in: Tijdschrift voor rechtsgeschiedenis,46,1978,254 (die volle Verantwortung).
- (127) Hagemann,Basler Rechtsleben (wie Anm.13), 167 Anm.121 (p.168).

(付記。本稿は二〇〇一年十月十四日広島大学で開催された法制史学会においておこなった報告に加筆し、注を付したものである。本来は新稿をもって篠倉満教授の永年のご苦勞に応える予定であったが、それがかなわなかった。ご海容を請うしだいである。なお、本稿は二〇〇二／〇四年度科学研究費補助金基盤研究C(2)課題番号14520011による研究の一部である。)